# 秩父多摩甲斐国立公園

公園区域及び公園計画変更書 (環境省案)

[第2次点検]

令和 年 月 日

環境省

# 目 次

第 1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	7
4	変更する公園区域	25
第 2	公園計画の変更	41
1	変更理由	41
2	基本方針の変更内容	42
3	規制計画の変更内容	47
	(1)保護規制計画及び関連事項	47
	ア 特別地域	47
	(ア)特別保護地区	47
	(イ)第1種特別地域	48
	(ウ)第2種特別地域	50
	(エ) 第3種特別地域	54
	イ 関連事項	99
	(ア)採取等規制植物	99
	ウ 面積内訳	125
4	事業計画の変更内容	127
	(1) 施設計画	127
	ア 利用施設計画	127
	(ア) 集団施設地区	127
	(イ) 単独施設	132
	(ウ) 道路	134
5	参考事項	170

#### 第1 公園区域の変更

#### 1 変更理由

秩父多摩甲斐国立公園は、埼玉県、東京都、山梨県及び長野県の1都3県にまたがる山 岳公園であり、昭和25年7月10日に秩父多摩国立公園として指定された。

本公園の区域は、雲取山、中武信ヶ岳、国師ヶ岳、金峰山、等が連なる奥秩父主稜の高峰を中心に、両神山、大菩薩嶺、御岳昇仙峡、御岳渓谷や梓山等をも包含する広大なものである。地質は主として秩父帯と四万十帯の堆積岩類や花崗岩類からなっており、火山を含まないという、我が国では稀な山岳地域である。また、首都圏近くに位置することから、山岳や渓谷が織りなす美しい景観を求めて、多くの利用者が登山、ハイキング、自然探勝等に訪れている。

本公園の公園計画等については、昭和 25 年の指定以来、昭和 30 年 3 月に特別地域の 指定及び主な利用計画が決定され、平成 12 年 8 月に現在の秩父多摩甲斐国立公園に名称 を変更し、公園区域の全体的な見直しを行っている。

平成20年2月に第1次点検を行ってから10年以上が経過したことから、今回の点検では本地域を取り巻く社会的諸事情の変化を踏まえ、秩父多摩甲斐国立公園の指定書について必要な修正を行うとともに、公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更することにより、公園区域の変更を行うものである。

### 2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1:指定理由変更表)

変 更 後	変更前
1 指定理由	
(1) 景観(同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地)	
本公園は、雲取山から唐松尾山、甲武信ヶ岳、国師ヶ岳、金峰山に連なる長	
大な奥秩父主稜一帯の 2,000m級の高峰 20 数座を中心に、両神山、大菩薩嶺、	
御岳昇仙峡、奥多摩や梓山等の周辺地区をも包含する広大な地域を占めている。	
花崗岩類から成る金峰山を中心とした南西部を除いて、主として地質は秩父帯	
と四万十帯の堆積岩類から成る日本ではまれに見る堆積岩山塊で、火山を一つ	
も含まないという、火山国日本では珍しい特徴を有している。これらの山稜を	
たまがわ なえをきがわ なじがわ ちくまがわ しなのがわ 分水嶺として、降水は荒川や多摩川、笛吹川(富士川)、千曲川(信濃川)に分	
かれ、それぞれ東京湾、駿河湾、日本海に注ぐ源流地帯となっており、各河川は	
山塊を浸食し、いたるところに美しい渓谷を刻み続け、早壮年期の地形を呈し	
ている。また、各種堆積岩の累層や花崗岩等の性質の異なった多彩な岩石が介	
在するため浸食の度合いが異なり、山岳や渓谷の景観は変化に富んでおり、石	
灰岩地帯が広く分布する本公園の東側地域には鍾乳洞等の特異な自然景観が見	
られる。	
温暖適潤な気候に恵まれていることから、核心部には極相の原生林が繁茂密	
生しており、特に大洞山(飛龍山)、奥千丈、甲武信ヶ岳から十文字峠は	
本公園の三大原生美林とされ希少な原生林が残る地域である。標高が 2,000mを	
超えるものが多いため山麓部の暖温性から山頂部の亜高山性に及ぶ植生の垂直	
分布が明瞭であり、2,500m を超えない核心部の甲武信ヶ岳、破風山、雁坂嶺、	
雲取山を結ぶ主稜は、山頂部まで針葉樹林で覆われ、多くの野生動物の生息地	
となっている。	
本公園の風景形式は、秩父帯と四万十帯の堆積岩類や花崗岩類からなる非火	
山性連峰である奥秩父主稜。御岳昇仙峡、中津峡、荒川源流の沢、西沢渓谷、	

日原渓谷等の多彩な峡谷・渓谷。大洞山(飛龍山)、奥千丈、甲武信ヶ岳から 十文字峠の原生林含め、急峻な地形とともに広範囲にわたる亜高山帯天然針葉 樹林や山地帯上部のブナ林に代表される天然広葉樹林で構成されており、多様 な景観要素を有している。

本公園の風景の特徴は、急峻な地形の中、よく繁茂した原生林が山嶺部一帯を山頂まで押し包んだ森林美と滝と釜が連続した渓谷美にあり、原生林の中で苔を踏む深山の情景はアルプス的山岳とは全く趣が異なる本公園独特のものである。複雑な地形のために刻々と移り変わる稜線の風景や幽邃で清澄な渓谷に、森林植生の良さが加わり、新緑と紅葉が彩鮮やかな美を競う景観は日本的趣味の自然美の展開であり、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

#### (2) 規模(公園の区域面積は原則として3万 ha 以上。)

本公園は、埼玉県、東京都、山梨県、長野県の1都3県にまたがって位置し、 区域面積は126,259haである。

#### (3) 自然性(原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha 以上。)

本公園の原生的な景観核心地域は、奥秩父主稜線を中心とするほか、代表的な山岳地及び渓谷等で、特別保護地区、第 1 種特別地域に指定されており、2,000ha以上となる。

本公園の地形的特色は山岳と渓谷であるが、山岳の代表的なものとして金峰山、瑞牆山、甲武信ヶ岳、雲取山、両神山、大菩薩嶺が挙げられる。金峰山は山梨、長野の県境にそびえる奥秩父山塊の盟主で、山体は花崗岩類で構成され、コメツガ、シラビソ等の亜高山性針葉樹が鬱蒼とし、山頂の風衝地にはハイマツや矮小灌木が見られ、山頂には独立岩峰の五丈岩がある。金峰山の西方には瑞牆山があり、原生林に被われた山頂部から、花崗岩の奇峰が突き出している姿が印象的で、八ヶ岳や南アルプスの展望にすぐれている。金峰山から東につづく朝日岳、国師ヶ岳一帯もコメツガ等の亜高山性針葉樹に被われ、野生動物が多く生息する。甲武信ヶ岳は埼玉県側の荒川、山梨県側の笛吹川(富士川)、

長野県側の千曲川(信濃川)を分ける位置にある。山容は拳状をなし、山体は花 崗閃緑岩で構成され、標高が 1,200mから 2,475mにもわたるため、山頂付近の シラビソーオオシラビソ群集、1,600m以上のコメツガ群落を主とする亜高山性 針葉樹林、1,200m以上のスズタケ-ブナ群集等の落葉広葉樹林に加えて、真の沢 等の渓流沿いにはミヤマクマワラビーシオジ群集といった多様性に富んだ植生 の垂直分布が見られる。雲取山は、埼玉、東京、山梨の都県境にあり、地質は四 万十帯の堆積岩類からなる。山頂付近には、シラビソーオオシラビソ群集が見 られ、その周囲にはダケカンバ、ネコシデ等の落葉樹が混生した針広混交の美 林で被われている。両神山は公園区域の北端にあるチャートからなる独立した 急峻な岩峰であり、山頂には約50mにも及ぶ断崖が発達している。森林群落の 組成と構造はその地質の特徴をよく表しており、特にトウゴクミツバツツジ、 チチブドウダン、アズマシャクナゲ等のツツジ科植物が豊富である。公園区域 の南端にある大菩薩嶺は小説「大菩薩峠」で有名である。 明るいレンゲツツジや ヤナギラン等が見られる風衝性草原やコメツガを主とした亜高山性針葉樹林の 森と展望の良さから、公園の東端を構成する奥多摩の山々とともにハイキング を中心とした利用が盛んで親しみ深い。

代表的な渓谷としては、荒川渓谷、丹波渓谷、日原渓谷、秋川渓谷、御岳昇仙峡、東沢・西沢渓谷等が挙げられる。荒川渓谷は秩父山塊北東部の広大な堆積岩地帯を穿ち、コメツガを主とする針葉樹とブナ、ナラ類、カエデ類の自然林に包まれた新緑、紅葉の美しい奥深い渓谷で、中津峡、真の沢、水晶谷や大洞谷などが上流の景勝地として優れている。多摩川の上流は、針広の自然林とカラマツの人工林を混ぜた水源林に囲まれた丹波渓谷や石灰岩峰のそびえる日原渓谷で、この一帯の森林にはサルなどの野生動物が多く見られる。下流は、氷川、塩とのはいこう。 場合で、この一帯の森林にはサルなどの野生動物が多く見られる。下流は、氷川、塩とのはいこう。 はたのすり、御岳渓谷に点在する集落景観を交え、ウメで有名な吉野梅郷もあって明るい渓谷である。多摩川最大の支流である秋川渓谷は、広葉樹林やスギ、ヒノキの整然とした人工林に囲まれた渓谷で、上流には数馬、人里等の山村集落が静かな佇まいを見せている。また、本公園で著名な渓谷は御岳昇仙峡である。日本三急流のひとつである富士川の源流域に当たる。花崗岩の方状節理が明瞭で あり、岩壁の高さは約100mにも及びアカマツを主木とする植生に、カエデ類、ツツジ類が混生する美しい渓谷である。上流にはサルが生息する野猿谷や板敷 渓谷がある。甲武信ヶ岳南方の針広の原生林中を流れる東沢、西沢の谷は代表的な深山 幽谷の秘境で、深渕となり飛瀑となって豪快な渓谷を作っている。これらの渓谷は、新緑と紅葉の頃は特に美しく山々を彩る。

また、本公園内には温泉もあり、金峰山南麓の増富温泉郷は、世界有数のラジウム温泉で有名である。この温泉は花崗岩地帯から湧出し、泉質は放射能泉で、国民保養温泉地に指定されている。

#### (4) 利用

本公園は首都圏に最も近く、「森林美と渓谷美」を求めて、自然探勝、ハイキング、登山、キャンプ、魚釣り、沢登り、社寺探訪等に訪れる者が多く、令和元年の年間利用者数は 1,339 万人となっている。特に数日を費やして、雲取山から甲武信ヶ岳、金峰山に至る原生林の秘境を縦走する利用は、アルプス的山岳とは全く趣を異にした景観を味わうことができ、利用者については一定の水準で推移している。

また、本公園の豊かな自然環境や持続可能な利活用の取組が国際的にも評価され、令和元年6月に「甲武信ユネスコエコパーク」として本公園区域の大部分が登録されており、保護及び利用についての地域社会の理解が進んでいる。

以上により、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」(平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知)の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。

また、本国立公園のテーマを『森林美と渓谷美であふれる首都圏に最も近い 山岳公園』とし、原生林を含む広大な自然林と至るところに刻まれている渓谷 とで織りなす変化に富んだ深山的な山岳景観とそこに育まれている森林生熊系

を保全し、これらの景観を損なわないよう様々な楽しみ方で自然と親しむこと	
ができる国立公園として適切な利用を推進する。	

#### 3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2:地域概要変更表)

変 更 後

#### (1) 景観の特性

#### ア地形・地質

本公園は、関東平野の西方に横たわる関東山地の大部分を占め、雲取山から甲武信ヶ岳、金峰山に至る地域、いわゆる奥秩父主稜を中心とした山岳地帯である。この東西約 70km、南北約 40 kmの広大な山地を分水嶺として、荒川をはじめ、多摩川、笛吹川(富士川)、千曲川(信濃川)等、関東及び本州中部の代表的な河川が、本公園に水源を発している。

最標高部は、山塊西南方の山梨、長野の県境に当たる金峰山、朝日岳、国師ヶ岳、甲武信ヶ岳等の一群の地区である。国師ヶ岳南の北奥千丈岳(2,601m)が最高峰をなし、標高は東方及び北方に向かって次第に緩やかになってゆく。

甲武信ヶ岳の北方には三宝山、武信白岩山、大山、 中文字山、至国山、さらに北東に両神山がある。東方に向かっては、木賊山、破風山、雁坂嶺、古礼山、唐松尾山、大洞山(飛龍山)、雲取山、西谷山(天自山)が主稜をなし、唐松尾山の東から分かれる北稜に白石山が、南には大菩薩嶺等の山峰がある。奥秩父主稜は、西南部に高く、東及び北に向かって低くなっている浸食山塊で、2,000m以上の高峰 20 数座、1,500m以上の山峰 80 余を数え、独立峰を除く連峰では、日本アルプス、八ヶ岳に次ぐ高山地帯であるが、火山はない。

地表は、各河川の浸食によって早壮年期(浸食度が比較的若く、山稜部は緩傾斜であるが山腹や渓谷は急傾斜になっている)に属している。

荒川の水源は、甲武信ヶ岳北面に発し、大洞川、中津川を合わせ、秩父盆地を経て、関東平野を貫流して東京湾に注ぐ。

多摩川は、笠取山南面に発し、大菩薩嶺北面から流出する<u>沢</u>や日原川、秋川を合わせて東流し、同じく東京湾に注ぐ。

### 変更前

#### (1) 景観の特性

#### ア地形・地質

本公園は、関東平野の西方に横たわる関東山地の大部分を占め、雲取山から東武信ヶ岳、金峰山に至る地域のいわゆる奥秩父主稜を中心とした山岳地帯である。この東西約70km、南北約40kmの広大な山地を分水嶺として、荒川をはじめ、多摩川、笛吹川(富士川)、千曲川(信濃川)等、関東及び本州中部の代表的な河川が、本公園に水源を発している。

最標高部は、山塊西南方の山梨、長野の県境に当たる金峰山、朝日岳、 国師ヶ岳、東武信ヶ岳等の一群の地区である。国師ヶ岳南の北奥千丈岳 (2,601m) が最高峰をなし、標高は東方及び北方に向かって次第に<u>減じ</u>てゆく。

甲武信ヶ岳の北方には三宝山(2,483m), 武信百岩山(2,280m), 大山(2,300m), 十文字山(2,072m), 三国山(1,828m), さらに北東に高神山がある。東方に向かっては、木賊山(2,469m), 破木山(2,318m), たいでは、大阪山(2,289m), 古礼山(2,112m), 唐松尾山, 大洞山(飛龍山,2,069m), 雲取山, 西谷山(天目山,1,718m) が主稜をなし、唐松尾山の東から分かれる北稜に白石山(2,036m)が、南には大菩薩嶺等の山峰がある。奥秩父主稜は、西南部に高く、東及び北に向かって低くなっている浸食山塊で、2,000m以上の高峰20数座、1,500m以上の山峰80余を数え、独立峰を除く連峰では、日本アルプス、八ヶ岳に次ぐ高山地帯であるが、火山はない。

地表は、各河川の浸食によって早壮年期(浸食度が比較的若く、山稜部は緩傾斜であるが山腹や渓谷は急傾斜になっている)に属している。

信濃川の源流千曲川は、甲武信ヶ岳の西北面に発し、信濃盆地、新潟平野を経て日本海に流入する。

また、甲武信ヶ岳南面に発する東沢は、西沢と合流し笛吹川の源となって、甲府盆地を経て富士川となり、駿河湾へと注いでいる。

一般に、山塊北東部の埼玉県側の荒川<u>源流域</u>は、特に浸食が進み山脚は急峻で深い渓谷を形成しているが、長野県側の千曲川源流は河川の氾濫源が高位置にあるため、緩慢な山脚斜面を呈している。

本公園の山塊を構成する基盤岩は、<u>堆積</u>岩と深成岩(花崗岩類)である。山体の北部及び北東部は<u>秩父帯が分布し、泥岩、砂岩、チャート</u>、石灰岩、輝緑凝灰岩、硬砂岩、粘板岩等からなる。さらに、栃本より秩父湖周辺、雁坂峰から雲取山一帯、多摩川・秋川流域に広く分布する四万十帯は、粘板岩、砂岩、頁岩、石灰岩、チャート、緑色岩、千枚岩等からなる。各所に岩体としてブロック状に点在する石灰岩は日原、倉沢、小袖、養沢、大岳沢や青岩谷等に鍾乳洞を形成し、石灰岩ならではの独特な景観を加えている。

これら<u>堆積</u>岩の他に、公園南西部の金峰山、甲武信ヶ岳、国師ヶ岳、<u>破風</u>山、御岳昇仙峡や大菩薩嶺等には、花崗<u>岩、花崗閃緑岩、石英閃緑岩等の深成岩</u>の分布が見られる。

本公園は<u>各種堆積岩の累層や花崗岩類等の性質の異なった岩石が介在するために浸食の度合いが異なり、山岳や渓谷の景観は変化に富み、地形地質を学ぶ学</u>習の場として豊富な内容をもっている。

#### 変 更 前

荒川の水源は、甲武信ヶ岳北面に発し、大洞川、中津川を合わせ秩父 盆地を経て、関東平野を貫流して東京湾に注ぐ。

多摩川は、発取山<u>(1,941m)</u>南面に発し、大菩薩嶺北面から流出する水や日原川、秋川を合わせて東流し、同じく東京湾に注ぐ。

信濃川の源流千曲川は、甲武信ヶ岳の西北面に発し、信濃盆地、新潟平 野を経て日本海に流入する。

また、甲武信ヶ岳南面に発する東沢は、西沢と合流し笛吹川の源となって、甲府盆地を経て富士川となり、駿河湾へと注いでいる。

一般に、山塊北東部の埼玉県側の荒川<u>諸谷</u>は、特に浸食が進み山脚は 急峻で深い渓谷を形成しているが、長野県側の千曲川源流は河川の氾濫 源が高位置にあるため、緩慢な山脚斜面を呈している

本公園の山塊を構成する基岩は、水成岩と深成岩(花崗岩類)である。 荒川水域の渓谷部は、原生代と考えられる三波川系の各種結晶片岩と、 秩父系より古い御荷鉾系千枚岩類からなり、山体の北部及び北東部は二 畳紀から石灰紀とみられる秩父古成層として著名な中津川層群の硅岩、 角岩、石灰岩、輝緑凝灰岩、硬砂岩、粘板岩等である。さらに、栃本より雁峠、古礼山、雲取山一帯、多摩川・秋川流域一帯に広く分布する中 生代ジュラ紀から三畳紀を示す大滝層群は、粘板岩、砂岩、頁岩、石灰岩、角岩、緑色岩、千枚岩東からなり、石灰岩は各所に岩脈となって挾在し、目原、倉沢、小袖、養沢、大岳沢や青沢等の鍾乳洞の特殊景観を加えている。

これらの変成岩や水成岩の他に、公園南西部の金峰山、甲武信ヶ岳、 国師ヶ岳、破不山、古礼山、御岳昇仙峡や大菩薩嶺等には、花崗岩<u>類、</u> <u>労岩、蛇絞岩等の火成岩</u>の分布が見られる<u>ので、</u>本公園は<u>地政学上の野</u> <u>外教室としての豊富な内容をもっている。各種水成岩の累層や花崗岩等</u> の性質の異なった岩石が介在するので浸食の度合いが異なり、山岳や渓 谷の景観は変化に富んでいる。

#### イ 植生

本公園の山岳地を被う金峰山、朝日岳、国師ヶ岳一連の 2,500m以上の高地を除き、核心部の甲武信ヶ岳、<u>破風</u>山、雁坂嶺、雲取山を結ぶ主稜は、山頂部付近まで亜高山性針葉樹林に被われ、ツキノワグマ、ニホンジカ等の野生生物の絶好の生息地となっている。

森林は、<u>地質が堆積岩類で広く占められていること</u>に加えて、比較的温暖適潤な気候に恵まれているため、早壮年期の急峻な地形にもかかわらず、土壌が肥沃で保水排水の関係が良好である。このため、核心部には<u>極相の原生林</u>が繁茂密生している。しかも標高が 2,000mを超えるので、山麓部の暖温性から山頂部の亜高山性に及ぶ植生の垂直分布が明瞭である。

金峰山の山頂部には、ハイマツ群落の広がる中、ハクサンシャクナゲ、キバナシャクナゲ、コケモモ等の散在する特筆すべき景観が見られる。

雲取山、年王院平、雁坂峠、雁峠などではミヤコザサ群落の草原が、大菩薩嶺の山頂平坦部や山梨県側の風衝地にはヤナギラン、テガタチドリ等の見られる草原が広がり、ところどころに開けるカヤトとともに原生林地帯に明るい景観を添えている。

標高 2,000m以上の主稜にあたる国師ケ缶、甲武信ヶ岳等の山嶺部一帯は、コメツガ、トウヒ、シラビソ、オオシラビソ等の亜高山性針葉樹に被われている。コメツガやシラビソ等の森林には、コケ類、シダ類が林床となり、風倒枯損木をまぜてより深山の情景を高めている。

広葉樹は標高が高くなるにしたがって、ダケカンバ、コミネカエデ等が次第に 小喬木から灌木となって混生するが、1,800m以上の森林帯では広葉樹は矮小の 灌木になる。針葉樹下に咲くシャクナゲの美しさは6月中旬頃の山を彩って登 山者の目を楽しませるのに十分である。

標高 2,000m~1,500mに及ぶ諸河川の源流地帯、主稜高峰の山腹や両神山、 しいかやま/しらいわされ 白 岩 山 等はコメツガ、トウヒ、ゴヨウマツ、<u>ウラジロ</u>モミ等の針葉樹に シラカバ等のカンバ類、ナナカマドやカツラ等の広葉樹を加えた針広混交の原

#### イ植生

本公園の山岳地を被う金峰山、朝日岳、国師ヶ岳一連の 2,500m以上の 高地を除き、核心部の甲武信ヶ岳、破不山、雅坂嶺、雲東山を結ぶ主稜 は、山頂部付近まで亜高山性針葉樹林に被われ、ツキノワグマ、ニホンジ カ等の野生生物の絶好の棲み家ともなっている。

森林は<u>古成層の地質に</u>加えて、比較的温暖適潤な気候に恵まれている ため、早壮年期の急峻な地形にもかかわらず、土壌が肥沃で保水排水の 関係が良好である。このため、核心部には<u>極盛相</u>の原生<u>美</u>林が繁茂密生 している。しかも標高が 2,000mを超えるので、山麓部の暖温性から山頂 部の亜高山性に及ぶ植生の垂直分布が明瞭である。

金峰山の山頂部には、ハイマツ群落の広がる中、ハクサンシャクナゲ、 キバナシャクナゲ、コケモモ等の散在する特筆すべき景観が見られる。

雲散山、牛宝院平、雁坂峠、雁峠などではミヤコザサ群落の草原が、 大菩薩嶺の山頂平坦部や山梨県側の風衝地にはヤナギラン、テガタチド リ等の見られる草原が広がり、ところどころに開けるカヤトとともに原 生林地帯に明るい景観を添えている。

標高 2,000m以上の主稜にあたる国師ヶ岳、東武信ヶ岳等の山嶺部一帯は、コメツガ、トウヒ、シラビソ、オオシラビソ等の亜高山性針葉樹に被われている。コメツガやシラビソ等の森林には、コケ類、シダ類が林床となり、風倒枯損木をまぜてより深山の情景を高めている。

広葉樹は標高が高くなるにしたがって、ダケカンバ、コミネカエデ等が次第に小喬木から灌木となって混生するが、1,800m以上の森林帯では広葉樹は矮小の灌木になる。針葉樹下に咲くシャクナゲの美しさは6月中旬頃の山を彩って登山者の目を楽しませるのに十分である。

生林が繁茂し、山頂付近と同様にコケ類、シダ類の生育が旺盛で、原始的な秩父 独特の森林美を構成している。

標高 1,500m~800mの三峰、栃本、中津峡、奥多摩の山々や日原谷・丹波谷等の多摩川上流部、御岳昇仙峡、笛吹川源流、増富温泉付近を含む一帯は、ブナをはじめシオジ、カツラ、トチノキ、サワグルミ、ホオノキ、ミズナラ、カンバ類、カエデ類やシデ類等の広葉樹林で被われ、新緑、紅葉の最も美しい地域である。

多摩川源流部や日原一帯に広がる東京都水道局水源林は、水源涵養林として 極めて重要な役割をもっている。針広混交樹林が見事に<u>極相の原生林</u>を構成し、 その森林に保護されている草本その他の植物もまた極めて豊富である。

これに続く、荒川、多摩川や秋川等の山麓部の渓流や集落地帯は、ケヤキ、クリ、イヌブナ、オニグルミ、ナラ類等の広葉樹林とスギ、ヒノキ、カラマツ等の整然とした人工林で占められている。

#### ウ野生動物

本公園の植生は前述したとおり、山麓部の暖温性から主稜山頂部の亜高山性に至る森林に鬱蒼と被われており、ことに林床はコケ類、シダ類等が生い茂り、諸種の森林動物の生息する楽園をなしている。

<u>哺乳類で</u>は、主稜山地全般にわたってツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等<u>の大型哺乳類</u>をはじめイノシシ、サル、キツネ、イタチ、タヌキ、リス、コウモリ、ムササビ、ウサギ等が生息する。

#### 変 更 前

混交の原生林が繁茂し、山頂付近と同様にコケ類、シダ類の生育が旺盛 で、原始的な秩父独特の森林美を構成している。

標高1,500m~800mの三峰,栃木,中津峡,奥多摩の山々や日原谷・ 丹波谷等の多摩川上流部,御岳昇仙峡,笛吹川源流,増富温泉付近を 含む一帯は,ブナをはじめシオジ,カツラ,トチノキ,サワグルミ,ホオ ノキ,ミズナラ,カンバ類,カエデ類やシデ類等の広葉樹林で被われ,新 緑,紅葉の最も美しい地域である。

多摩川源流部や日原一帯に広がる東京都水道局水源林は、水源涵養林として極めて重要な役割をもっている。針広混交樹林が見事に<u>極盛相</u>の原生<u>美</u>林を構成し、その森林に保護されている草本その他の植物もまた極めて豊富である。

これに続く、荒川、多摩川や秋川等の山麓部の渓流や集落地帯は、ケヤキ、クリ、イヌブナ、オニグルミ、ナラ類等の広葉樹林とスギ、ヒノキ、カラマツ等の整然とした人工林で占められている。

本公園は、複雑な地形のために刻々と移り変わる稜線の風景や幽邃で 清澄な渓谷に、森林植生のよさが加わり、新緑と紅葉が彩鮮やかな美を 競う景観は日本的趣味の自然美の展開であり、日本を代表する一つの風 景を示している。

#### ウ野生動物

本公園の植生は前述したとおり、山麓部の暖温性から主稜山頂部の亜 高山性に至る森林に鬱蒼と被われており、ことに林床はコケ類、シダ類 等が生い茂り、諸種の森林動物の生息する楽園をなしている。

<u>動物相は、獣類</u>としては主稜山地全般にわたってツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等をはじめイノシシ、サル、キツネ、イタチ、タヌキ、リス、コウモリ、ムササビ、ウサギ等が生息する。

ツキノワグマの代表的な多棲地として知られているのは東京都の日原谷の奥地や、埼玉、東京の都県境に位置する酉谷山(天目山)等である。

ニホンジカは、指定当初から生息域を拡大し、現在は全域にわたって生息して おり、適正な個体数を超えている。また、食害等によって自然環境に著しい被害 が確認されている。

ニホンカモシカは唐松尾山、<u>破風</u>山、甲武信ヶ岳から金峰山へと連なる主稜の 林間が主要な生息地であるといわれて<u>いたが、近年は山麓部でも生息が確認さ</u>れている。

サルの生息地は、全域にわたって点在し、中津川、両神山、大洞谷、大菩薩北麓、山梨県の野猿谷、大洞山(飛龍山)南谷、日原その他が知られている。

鳥類では、コマドリが全域にわたって生息し、とくに十文字峠、白石山等の主 稜連山の針広混交樹林は代表的である。甲武信ヶ岳、金峰山等の高峰にはホシガ ラス、イワツバメ、<u>カヤクグリ</u>等の亜高山性の鳥類が、初夏の梓山、川端下等で は、ホトトギス、カッコウが繁殖している。

昆虫類では、ガやカミキリムシ類等、様々な森林昆虫や水棲昆虫が見られる。 セミ類、トンボ類も多く、チョウ類ではアゲハをはじめとしてシロチョウ、タテハチョウ<u>(従前のマダラチョウ科、ジャノメチョウ科を含む)</u>、シジミチョウや セセリチョウの諸科に属する種類が多い。

また、<u>イワナ、ヤマメ、ヒガシヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ナガレタゴガエルなど渓流や清流を代表するような魚類や両生類も多く生息</u>し、6~7月頃にはカジカガエルの美しい声が聞かれる。

#### 変 更 前

ツキノワグマ<u>は、1,000m以上の山地諸処に出現するが、</u>代表的な多棲地として知られているのは東京都の日原谷の奥地や、埼玉、東京の都県境に位置する西谷山(天目山)等で、これらはニホンジカの生息地でもある。

ニホンカモシカは「産業」は、「食業」は、「中、食物」を発出へと連なる主稜の林間が主要な生息地であるといわれている。

鳥類の中では、コマドリが全域にわたって生息し、とくに十文字峠、白石山等の主稜連山の針広混交樹林の原生林は代表的である。 中武信ヶ岳、金峰山等の高峰にはホシガラス、イワツバメ、タケヒバリ等の亜高山性の鳥類が、初夏の 梓山、川端下等では、ホトトギス、カッコウが<u>見ら</u>れる。

猟鳥にはキジ、ヤマドリが諸処に繁殖しているが、湖沼が少ないので 水禽類は比較的少ない。

昆虫類ではガやカミキリムシ類等、様々な森林昆虫や水棲昆虫が見られる。セミ類、トンボ類も多く、チョウ類ではアゲハをはじめとしてシロチョウ、マダラチョウ、ジャノメチョウ、タテハチョウ、シジミチョウやセセリチョウの諸科に属する種類が多い。

また、渓流にはイワナ、ヤマメに代表される魚類も多く、山麓部ではアユやニジマスが計画的に放流されている。清流が多いことからクロサンショウウオも生息しており、6~7月頃にはカジカガエルの美しい声が聞かれる。

エ自然現象

#### エ 自然現象

太平洋側気候に属し、冬季の北西季節風が中部山岳によって遮られるため、冬の季節風は比較的弱く、積雪は少ない。

しかし、山岳地域であるため、緯度の割に冬季は寒冷である。夏も比較的涼しく、中部地方の盆地のように昼間著しく高温になることは少ない。

降水は暖候期に多く、特に梅雨期と台風期に多い。

#### オ 人文その他の特殊景観

本公園で一番特色のある郷土景観は、山村の部落である。谷を刻む奥秩父や奥 多摩の山々の斜面は、耕作地としてはとても困難な斜面である。しかし、各谷の 集落は、この斜面に居をかまえ、急斜した山肌を階段状にひらいて耕作してい る。普通考えられているような平坦な耕作地は少なく、たまに川岸に見られる程 度である。

栃本の部落は、甲州、信州への秩父往還の分岐点に当たり、急斜面に石段を施 した段段畑など特徴ある景観をもつ山村集落である。

奥多摩湖は奥秩父主稜の笠取山を水源とする多摩川がおこっちダムにより、また、ちょうちゃんは日本信ヶ岳を水源とする荒川とその支流大洞川の合流点が三瀬ダムによって堰き止められて出現した人造湖である。これらは広大な新湖として新しい風景を形成した。

本公園で著名な神社に三峯神社と御岳神社があり、両神社とも鬱蒼としたスギ並木や社殿等により、厳かな雰囲気が保たれている。

#### (2) 利用の現況

本公園は首都圏に近く、容易に利用できる好適な位置にある。その利用形態は、 渓谷等の自然探勝、ハイキング、登山、魚釣り、沢登り、社寺探訪等であり、夏季 には、キャンプや川遊びが多い。

雁坂トンネル、圏央道などの交通運輸整備により交通の便も非常によく、首都圏からの日帰り利用範囲が広がっている。奥多摩、秋川渓谷、御岳昇仙峡、大菩薩

#### 変 更 前

太平洋側気候に属し、冬季の北西季節風が中部山岳によって遮られるため、冬の季節風は比較的弱く、積雪は少ない。

しかし、山岳地域であるため、緯度の割に冬季は寒冷である。夏も比較的涼しく、中部地方の盆地のように昼間著しく高温になることは少ない。 降水は暖候期に多く、特に梅雨期と台風期に多い。

#### オ人文その他の特殊景観

本公園で一番特色のある郷土景観は、山村の部落である。谷を刻む奥 秩父や奥多摩の山々の斜面は、耕作地としてはとても困難な斜面である。 しかし、各谷の集落は、この斜面に居をかまえ、急斜した山肌を階段状に ひらいて耕作している。普通考えられているような平坦な耕作地は少な く、たまに川岸に見られる程度である。

栃木の部落は、甲州、信州への秩父往還の分岐点に当たり、急斜面に 石段を施した段段畑など特徴ある景観をもつ山村集落である。

奥多摩湖は奥秩父主稜の笠取山を水源とする多摩川が小河内ダムにより、また、秩父湖は甲武信ヶ岳を水源とする荒川とその支流大洞川の合流点がご瀬ダムによって堰き止められて出現した人造湖である。これらは広大な新湖として新しい風景を形成した。

本公園で著名な神社に三峯神社と御岳神社があり、両神社とも鬱蒼と したスギ並木や社殿等により、厳かな雰囲気が保たれている。

#### (2) 利用の現況

本公園は首都圏に近く、容易に利用できる好適な位置にある。その利用形態は、渓谷等の自然探勝、ハイキング、登山、魚釣り、社寺探訪等であり、 夏季には、キャンプや川遊びが多い。

雁坂トンネル<u>の開通</u>など交通運輸整備<u>の拡充はめざましいものがあり</u> 東京からの日帰り利用範囲はますます広くなっている。地域的に見ると,奥

嶺、三峰、秩父湖から雲取山方面一帯は、首都圏からの日帰りの利用対象としての 好適な条件を有している。多くの優れたルートを持つ奥秩父主稜等は、概ね1~3 泊以上の宿泊利用の地域である。さらに季節的に見ると、奥秩父主稜は夏季に集中 する傾向にあるが、御岳昇仙峡、奥多摩等は春の新緑、秋の紅葉時に多い。

本公園の利用拠点は、埼玉県では二瀬、三峰、栃本等、東京都では氷川、日原、数馬、秋川長岳、奥多摩湖、御岳等、山梨県では丹波山、裂石、徳和、御岳昇仙峡、西沢渓谷、増富等、長野県では梓山等が挙げられる。しかし、これらは山麓の集落地であって、実質的には国立公園を取り巻く交通幹線上の要点である秩父市、青梅市、あきる野市、奥多摩町、甲府市、甲州市、韮崎市、川上村等の周辺都市が登山等探勝の基地となっている。今和元年の年間利用者数は、約1,339万人を数え、都県別では山梨県の約9,392千人をはじめ、東京都の約3,000千人、埼玉県の約831千人、長野県の約170千人となっている。

#### (3) 社会経済的背景

#### ア 土地所有別

本公園は、国有地 <u>14,466ha(11.5%)</u>、公有地 <u>61,326ha(48.6%)</u>、私有地 <u>50,467ha(39.9%)</u>であり、他の国立公園と比較して、公有地の公園全体に占め る割合が大きい。

#### イ 人口及び産業

本公園は、埼玉、東京、山梨、長野の1都3県、<u>8市3町4村</u>にまたがっている。<u>平成27年国勢調査での各市町村の</u>人口は次のとおりである。

#### 変 更 前

多摩,秋川渓谷等は日帰り利用者が多く,御岳昇仙峡,大菩薩嶺,三峰, 秩父湖から雲取山方面一帯は,首都圏からの夜行日帰りの利用対象として の好適な条件をもっている。多くの優れたルートを持つ奥秩父主稜等は,<u>お</u> おむね2~3泊以上の宿泊利用の地域である。さらに季節的に見ると,<u>おお</u> むね奥秩父主稜は夏季に集中する傾向にあるが,御岳昇仙峡,奥多摩等は 春の新緑,秋の紅葉時に多い。

本公園の利用拠点は、埼玉県では一瀬、一三峰、栃本等、東京都では氷川、日原、数馬、秋川長岳、奥多摩湖、御岳等、山梨県では戸波山、製石、徳和、御岳昇仙峡、西沢渓谷、増富等、長野県では 梓山等が挙げられる。しかし、これらは山麓の集落地であって、実質的には国立公園を取り巻く交通幹線上の要点である秩父市、青梅市、あきる野市、奥多摩町、甲府市、塩山市、韮崎市、川上村等の周辺都市が登山等探勝の基地となっている。平成10年の年間利用者数は、約1、439万人を数え、都県別では山梨県の約7、017千人をはじめ、東京都の約6、293千人、埼玉県の約802千人、長野県の約273千人となっている。

#### (3) 社会経済的背景

#### ア土地所有別

本公園は、国有地<u>20,524ha(16.3%)</u>,公有地<u>51,666</u> ha(40.9%),私有地<u>54,069ha(42.8%)</u>であり、他の国 立公園と比較して、公有地の公園全体に占める割合が大きい。

#### イ人口及び産業

本公園は、埼玉、東京、山梨、長野の1都3県、4市5町7村にまたがっている。本公園区域内の居住人口について統計はないが、各市町村の 平成10年3月31日現在の住民基本台帳人口は次のとおりである。

				変更	後		
	都県名	市町	村名	人口	全体面積	うち公園面積	公園面積の 占める割合
	埼玉県	秩父市		63,555 人	57,783ha	33,098ha	<u>57.3%</u>
		秩父郡	小鹿野町	12,117 人	<u>17,126ha</u>	1,313ha	<u>7.7%</u>
•	東京都	青梅市		137,381 人	10,326ha	2,385ha	23.1%
		あきる野市		80,954 人	7,334ha	1,868ha	25.5%
		西多摩郡	日の出町	17,446 人	2,808ha	745ha	26.5%
			檜原村	2,209 人	<u>10,541ha</u>	7,737ha	73.4%
			奥多摩町	5,234 人	22,563ha	22,563ha	100.0%
•	山梨県	甲府市		193,125 人	21,247ha	8,454ha	39.8%
		<u>山梨市</u>		35,141 人	28,980ha	11,932ha	41.2%
		北杜市		<u>45,111 人</u>	60,248ha	5,937ha	9.9%
		甲斐市		74,386 人	7,195ha	301ha	4.2%
		<u>甲州市</u>	•	31,671 人	26,411ha	7,332ha	27.8%
		-112-1277 F77-11-17	小菅村	<u>726 人</u>	5,265ha	2,723ha	52%
		北都留郡	丹波山村	563 人	10,155ha	10,155ha	100%
•	長野県	南佐久郡	川上村	4,607 人	20,961ha	9,716ha	46.4%
		合計		704,226 人	308,919ha	126,259ha	40.9%

産業<u>の基盤は農林業</u>が中心であり、一部では石灰石等の採掘が行われている。 首都圏に近く観光利用者が多いことから、三峰、御岳、御岳昇仙峡等では、旅館、 売店等が営まれている。

平成27年国勢調査での各市町村別産業就業人口は次のとおりである。

(単位:人)

±71目 力		-t-mr++ 42	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
都県名	市町村名	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
	埼玉県	秩父市	<u>819</u>	2.8%	<u>9,437</u>	32.4%	<u>18,851</u>	64.8%

			友 丈	Hil		
都県名	市町	村名	人口	全体面積	うち公園面積	公園面積の占める割合
埼玉県	秩父郡	両神村	3,146 人	7,142ha	1,313ha	<u>18.4%</u>
		大滝村	1,647 人	33,098ha	33,098ha	100.0%
東京都	青梅市		137,186 人	10,326ha	2,385ha	23.1%
	あきる野市		76,815 人	7,334ha	1,868ha	25.5%
	西多摩郡	日の出町	16,521 人	2,808ha	745ha	26.5%
		檜原村	3,512 人	10,542ha	7,737ha	73.4%
		奥多摩町	8,166 人	22,563ha	22,563ha	100.0%
山梨県	甲府市		193,796 人	17,188ha	8,454ha	49.2%
	塩山市	塩山市		18,474ha	7,332ha	<u>39.7%</u>
	東山梨郡	牧丘町	6,445 人	10,185ha	<u>1,490ha</u>	14.6%
		三富村	1,423 人	13,491ha	<u>10,442ha</u>	<u>77.4%</u>
	中巨摩郡	敷島町	18,337 人	4,028ha	301ha	<u>7.5%</u>
	北巨摩郡	<u>須玉町</u>	7,384 人	17,426ha	5,937ha	34.1%
	北都留郡	小菅村	1,115 人	5,265ha	2,723ha	51.7%
		丹波山村	971 人	10,155ha	10,155ha	100.0%
長野県	南佐久郡	川上村	4,761 人	20,961ha	9,716ha	46.4%
	合計		508,304 人	210,986ha	126,259ha	<u>59.8%</u>

変 更 前

産業としては林業が中心であり、一部では石灰石等の採掘が行われている。首都圏に近く観光利用者が多いことから、三峰、御岳、御岳昇仙峡等では、旅館、売店等が営まれている。なお、平成7年10月1日現在の関係市町村別の産業別就業人口及び構成比は、次のとおりである。

(単位:人)

都県名	市町村名		第1次産業	第2次産業	第3次産業
埼玉県	秩父郡	両神村	286(18.3%)	729(46.7%)	546(35.0%)
		大滝村	106(10.9%)	370(37.9%)	500(51.2%)

			3	変 更	後			
	秩父郡	小鹿野町	<u>386</u>	6.5%	<u>2,311</u>	38.7%	<u>3,270</u>	<u>54.8%</u>
東京都	青梅市		<u>636</u>	1.1%	15,629	28.0%	39,469	70.8%
	あきる野市		<u>628</u>	2.0%	7,906	24.7%	23,449	73.3%
		日の出町	<u>150</u>	2.2%	<u>1,828</u>	<u>26.5%</u>	4,932	71.4%
	西多摩郡	檜原村	<u>42</u>	4.3%	<u>199</u>	20.6%	<u>727</u>	<u>75.1%</u>
		奥多摩町	<u>81</u>	<u>3.7%</u>	<u>517</u>	23.8%	<u>1,577</u>	72.5%
山梨県 甲府市			<u>2,254</u>	2.7%	19,758	23.3%	62,657	74.0%
	<u>山梨市</u>		<u>3,294</u>	18.3%	<u>3,587</u>	20.0%	11,083	61.7%
北杜市			<u>3,597</u>	<u>16.2%</u>	<u>5,571</u>	<u>25.1%</u>	<u>13,028</u>	<u>58.7%</u>
	甲斐市		<u>986</u>	2.8%	10,694	<u>29.9%</u>	<u>24,111</u>	<u>67.4%</u>
	<u>甲州市</u>		3,949	24.0%	3,125	19.0%	<u>9,372</u>	<u>57.0%</u>
	-11-±17 G77#17	小菅村	<u>34</u>	9.8%	<u>91</u>	<u>26.1%</u>	<u>223</u>	64.1%
	北都留郡	丹波山村	<u>21</u>	8.4%	<u>47</u>	<u>18.7%</u>	<u>183</u>	72.9%
長野県	南佐久郡	川上村	<u>2,492</u>	<u>76.3%</u>	<u>129</u>	<u>3.9%</u>	<u>647</u>	<u>19.8%</u>
	合計		<u>19,369</u>	6.2%	80,829	<u>25.8%</u>	<u>213,579</u>	<u>68.0%</u>

ウ権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

長野県

東京都

山梨県

青梅市

あきる野市

西多摩郡

甲府市

塩山市

東山梨郡

中巨摩郡

北巨摩郡

北都留郡

南佐久郡

合計

種類	位置	重複面積	指定.月日
		(ha)	
水源かん養	埼玉県秩父郡大滝村内	9, 815	昭 25. 5.18
	国有林埼玉森林管理事務所		昭 31. 7.21
			昭 37. 7.11
			昭 55. 3. 6
			昭 57.12.18
			昭 36. 6.28
	山梨県甲府市内	<u>74</u>	昭 42.11.18

変

日の出町

檜原村

牧丘町

三富村

敷島町

須玉町

小菅村

川上村

丹波山村

奥多摩町

更 前 907(1.3%)

911(2.4%)

229(2.8%)

96(5.8%)

139(3.6%)

2,760(2.7%)

2,927(20.0%)

1,299(36.1%)

118(16.1%)

410(4.4%)

94(15.2%)

26(5.9%)

2,062(66.6%)

13,503(5.1%)

1,133(26.7%)

26,583(38.2%)

13,082(34.8%)

3,097(38.2%)

1,417(36.3%)

30,344(29.6%)

4,479(30.7%)

971(26.9%)

250(34.2%)

3,382(36.3%)

1,359(32.0%)

269(43.4%)

189(42.7%)

191(6.2%)

87,338(33.2%)

626(38.0%)

42,072(60.5%)

23,598(62.8%)

4,771(59.0%)

926(56.2%)

2,346(60.1%)

69,294(67.7%)

7,202(49.3%)

1,333(37.0%)

364(49.7%)

5,520(59.3%)

1,753(41.3%)

257(41.4%)

228(51.4%)

845(27.2%)

161,555(61.7%)

#### ウ権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

(El fan)							
種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日				
水源かん養	埼玉県秩父市地内	<u>9,825</u>	昭 25. 5.18 昭 31. 7.21 <u>昭 37. 6.22</u> 昭 55. 3. 6 昭 57.12.18				
	山梨県甲府市地内	<u>101</u>	昭 42.11.18				

		変更	後	
		長野県南佐久郡川上村地内	<u>3,425</u>	昭 46. 3.29
	土砂流出防備	埼玉県秩父市地内	102	昭 25. 5.18
	土砂崩壊防備	<u>埼玉朱伏又川地內</u>	102	昭 55. 3. 6
	保健	埼玉県秩父市地内	<u>3,062</u>	昭 55. 3. 6
		山梨県甲府市地内	<u>97</u>	昭 57.12.18

※面積は森林簿上の面積である。

#### (民有林)

種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日
水源かん養	埼玉県秩父市地内	<u>17,543</u>	昭 24. 6.18
	埼玉県秩父郡小鹿野町地内	<u>475</u>	昭 26. 2.21
	東京都青梅市地内	<u>126</u>	昭 28. 7.28
	東京都あきる野市地内	<u>375</u>	昭 29. 6.20
	東京都西多摩日の出町地内	<u>4</u>	
	東京都西多摩郡檜原村地内	<u>3,387</u>	大 7. 5.14
	東京都西多摩郡奥多摩町地内	<u>6,962</u>	明 34. 3.19
			<u>明 42. 4.10</u>
	山梨県甲府市地内	<u>5,192</u>	<u>明 45. 5.11</u>
			昭 29. 1.27

#### 変 更 前 国有林山梨森林管理事務所 長野県南佐久郡川上村内 6, 493 昭 46. 3.29 国有林東信森林管理署 <u>648</u> 昭 25. 5.18 土砂流出防備 埼玉県秩父郡大滝村内 土砂崩壊防備 国有林埼玉森林管理事務所 昭 55.3.6 埼玉県秩父郡大滝村内 3, 069 保健 昭 55.3.6 国有林埼玉森林管理事務所 山梨県甲府市内 <u>70</u> 昭 57.12.18 国有林山梨森林管理事務所

※面積は図面上の計測による概算である。

#### (民有林)

種類	位置	重複面積	指定.月日
		(ha)	
水源かん養	埼玉県秩父郡両神村	<u>376</u>	昭 26. 2.21
	埼玉県秩父郡大滝村	12, 777	昭 24. 6.18
	東京都青梅市	<u>55</u>	昭 28. 7.28
	東京都あきる野市	<u>43</u>	昭 29. 6.20
	東京都西多摩郡檜原村	2, 218	大 7. 5.14
	東京都西多摩郡奥多摩町	<u>9, 137</u>	明 34. 3.19
	山梨県甲府市	<u>5, 329</u>	明 42. 4.10
			明 45. 5.11
			昭 29. 1.27
			昭 30.12.21
			昭 33.11.17
			昭 49.10.8
	山梨県塩山市	6, 883	昭 30. 4. 4
			昭 31.10.4

	変 更 後						変更前			
			昭 30.12.21						昭 35. 8.27	
			昭 33.11.17						昭 42. 3.31	
			昭 49.10.8						昭 44.12.23	
			<u>明 42. 4.14</u>				山梨県東山梨郡牧丘町	1, 565	明 42. 4.14	
			大 4. 3.17				山梨県東山梨郡三富村	9, 846	大 4. 3.17	
			大 9.12.9						大 9.12.9	
	山梨県山梨市地内	<u>11,357</u>	昭 29. 1.27						昭 29. 1.27	
			昭 30. 1.22						昭 30. 1.22	
			昭 31.10. 4						昭 31.10. 4	
			昭 32. 1.27						昭 32. 1.27	
			昭 33.11.17						昭 33.11.17	
			昭 35.12.6						昭 35.12. 6	
			昭 46. 3.29						昭 46. 3.29	
	山梨県北杜市地内	4,482	昭 31.10. 4				山梨県北巨摩郡須玉町	<u>4, 474</u>	昭 31.10. 4	
	<u> </u>		昭 46. 3.30						昭 46. 3.30	
			昭 30. 4. 4				山梨県北都留郡小菅村	<u>1, 150</u>	昭 30. 4. 4	
			昭 31.10. 4				山梨県北都留郡丹波山村	<u>7, 838</u>	昭 30. 4. 4	
	山梨県甲州市地内	<u>6,866</u>	昭 35. 8.27						昭 35. 8.27	
			昭 42. 3.31						昭 44. 8. 6	
			昭 44.12.23						昭 45. 7.15	
	山梨県北都留郡小菅村地内	<u>1,604</u>	昭 30. 4. 4						昭 54. 2.14	
			昭 30. 4. 4						昭 57. 2. 8	
			昭 35. 8.27						平 6. 1.31	
			昭 44. 8. 6				長野県南佐久郡川上村	3, 325		
	山梨県北都留郡丹波山村地内	<u>7,840</u>	昭 45. 7.15			土砂流出防備	埼玉県秩父郡両神村6	<u>78</u>	大 4. 4.21	
			昭 54. 2.14			土砂崩壊防備	埼玉県秩父郡大滝村	<u>216</u>	大 6.8.1	
			昭 57. 2. 8						昭 27. 3.27	
			平 6. 1.31				東京都青梅市	122	昭 6. 5.22	

	変 更	後			変更前		
	長野県南佐久郡川上村地内	<u>3,064</u>			東京都あきる野市	<u>17</u>	大 6. 5. 2
上砂流出防備	埼玉県秩父市地内	204	大 6.8.1		東京都西多摩郡日の出町	<u>20</u>	昭 9. 5. 7
土砂崩壊防備		<u>294</u>	昭 27. 3.27		東京都西多摩郡檜原村	<u>135</u>	昭 4. 5.28
	埼玉県秩父郡小鹿野町地内	<u>803</u>	大 4. 4.21		東京都西多摩郡奥多摩町	436	大 5. 7. 4
	東京都青梅市地内	<u>235</u>	昭 6. 5.22		山梨県甲府市	<u>569</u>	明 45. 5.11
	東京都あきる野市地内	<u>150</u>	大 6. 5. 2				大 2. 3.12
	東京都西多摩郡日の出町地内	<u>64</u>	昭 9. 5. 7				昭 49.10.8
	東京都西多摩郡檜原村地内	<u>282</u>	昭 4. 5.28		<u>山梨県塩山市</u>	<u>162</u>	昭 10. 5. 6
	東京都西多摩郡奥多摩町地内	<u>421</u>	大 5. 7. 4				昭 11. 4.27
			明 45. 5.11				昭 27.10. 2
<u> </u>	山梨県甲府市地内	<u>579</u>	大 2. 3.12				昭 29. 1.27
			昭 49.10.8		山梨県東山梨郡三富村	352	大 5.10.16
	山梨県山梨市地内	352	大 5.10.16		山梨県北巨摩郡須玉町	<u>5</u>	昭 10. 5. 6
	<u>山梨県北杜市地内</u>	<u>6</u>	昭 10. 5. 6		山梨県北都留郡小菅村	<u>78</u>	昭 2. 1.10
	<u>山梨県甲斐市地内</u>	4					昭 10. 5. 6
			昭 10. 5. 6				昭 11. 4.27
	1.利用田川大地中	100	昭 11. 4.27				昭 15. 4.20
	<u>山梨県甲州市地内</u>	<u>130</u>	昭 27.10. 2				昭 34. 3.30
			昭 29. 1.27		山梨県北都留郡丹波山村	<u>165</u>	明 32.12.14
			昭 2. 1.10				大 14.12.17
			昭 10. 5. 6				昭 2. 1.10
	山梨県北都留郡小菅村地内	94	昭 11. 4.27				昭 2.11.19
			昭 15. 4.20				昭 10. 5. 6
			昭 34. 3.30				昭 11. 4.27
							昭 15. 4.20
							昭 30. 1.22
							昭 30. 2.23
							昭 32. 3.30

	変 更	後		変				変更前				
			明 32.12.14					昭 62. 5. 9				
			大 14.12.17					昭 63.11.26				
			昭 2. 1.10			長野県南佐久郡川上村	<u>22</u>					
			昭 2.11.19		保健	東京都西多摩郡奥多摩町	<u>1, 038</u>	明 41. 1. 1				
			昭 10. 5. 6			山梨県甲府市	<u>169</u>	昭 49. 9. 9				
	山梨県北都留郡丹波山村地内	160	昭 11. 4.27					昭 60. 5.27				
	山宋宗北部留称对波山竹地的	<u>168</u>	昭 15. 4.20					平 4. 1.30				
			昭 30. 1.22			山梨県塩山市	<u>100</u>	昭 57. 1.11				
			昭 30. 2.23			山梨県東山梨郡牧丘町	<u>48</u>	昭 57. 1.11				
			昭 32. 3.30			山梨県東山梨郡三富村	<u>826</u>	昭 57. 1.11				
			昭 62. 5. 9			山梨県北巨摩郡須玉町	694	昭 56.12.17				
			昭 63.11.26			長野県南佐久郡川上村	<u>60</u>					
	長野県南佐久郡川上村地内	<u>20</u>			風致	東京都青梅市	<u>31</u>	明 41. 1. 1				
	埼玉県秩父市地内	<u>421</u>				山梨県甲府市	<u>39</u>	大 2. 3.12				
干害防備	東京都西多摩郡檜原村地内	<u>7</u>						大8.3.19				
	山梨県甲州市地内	<u>30</u>				山梨県中巨摩郡敷島町	<u>142</u>	大8.3.19				
水害防備	山梨県甲州市地内	<u>0</u>			※面積は図	国面上の計測による概算である	0					
落石防止	東京都青梅市地内	<u>3</u>										
	東京都西多摩郡奥多摩町地内	<u>27</u>										
	東京都あきる野市地内	<u>4</u>										
<u>防火</u>	東京都西多摩郡檜原村地内	<u>10</u>										
保健	埼玉県秩父市地内	<u>2,613</u>										
	東京都あきる野市地内	145										
	東京都西多摩郡日の出町地内	<u>32</u>										
	東京都西多摩郡檜原村地内	<u>301</u>										
	東京都西多摩郡奥多摩町地内	1,178	明 41. 1. 1									

#### 変 更 後 昭 49.9.9 234 昭 60. 5.27 山梨県甲府市<u>地内</u> 平4.1.30 923 昭 57. 1.11 山梨県山梨市地内 山梨県北杜市地内 昭 56.12.17 694 山梨県甲州市地内 昭 57. 1.11 長野県南佐久郡川上村地内 67 22 明 41. 1. 1 風致 東京都青梅市地内 東京都西多摩郡檜原村地内 東京都西多摩郡奥多摩町地内 大 2. 3.12 山梨県甲府市地内 大 8. 3.19 山梨県甲斐市地内 <u>141</u> 大 8. 3.19

※面積は森林簿上の面積である。

東京都については市町村それぞれの全体の保安林面積となる。

#### (イ) 鳥獣保護区(都県指定)

名称	位置	重複面積(ha)	うち特別 保護地区	指定年月日
大血川奥	埼玉県秩父市内	180ha	(0ha)	昭 59.11.1
奥秩父	埼玉県秩父市内	6,498ha	(1,944ha)	昭 59.11.1
白石山	埼玉県秩父市内	3,274ha	(0ha)	昭 46.11.1
中津川	埼玉県秩父市内	302ha	(0ha)	昭 50.11.1
両神山	埼玉県秩父市、秩父郡小鹿野町内	<u>1,530ha</u>	(0ha)	昭 43.11.1
奥多摩	東京都西多摩郡奥多摩町内	2,576ha	(1,173ha)	昭 30. 9.
御岳	東京都青梅市 東京都西多摩郡檜原村 東京都西多摩郡奥多摩町内	2,330ha	<u>(325ha)</u>	昭 32.10.31
五日市	東京都あきる野市内	30ha	(0ha)	昭 33. 7.22

### (イ) 鳥獣保護区(県設)

種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日
両神山	埼玉県秩父郡両神村	<u>840</u>	昭 43.11.1
大血川奥	埼玉県秩父郡大滝村	180	昭 59.11.
奥秩父	埼玉県秩父郡大滝村	6, 498	昭 59.11.1
白石山	埼玉県秩父郡大滝村	<u>3, 349</u>	昭 46.11.
中津川	埼玉県秩父郡大滝村	302	昭 50.11.1
御岳	東京都青梅市	2, 330	昭 32.10.31
	東京都西多摩郡檜原村	(うち特保 210)	
	東京都西多摩郡奥多摩町		
多摩川	東京都青梅市	220	昭 49.11.1
五日市	東京都あきる野市	30	昭 33. 7.22

変 更 前

	変更	後			
奥多摩湖	東京都西多摩郡奥多摩町内	691ha	(110ha)	昭 36. 2.11	
三頭山	東京都西多摩郡檜原村内	314ha	(80ha)	昭 43. 7.1	
多摩川	東京都青梅市内	<u>294ha</u>	(0ha)	昭 49.11.1	
山のふるさと村	東京都西多摩郡奥多摩町内	154ha	(0ha)	平10.11.1	
奥多摩都民の森	東京都西多摩郡奥多摩町内	360ha	(0ha)	平 10.11.1	
知丘	山梨県甲府市	1 252ha	(176ha)	平 10.10. 1	
御岳	甲斐市内	<u>1,252ha</u>	(17011a)	<del>+</del> 10.10. 1	
大菩薩	山梨県甲州市内	<u>756ha</u>	(111ha)	平 6.11.1.	
	山梨県甲府市				
	<u>山梨市</u>				
秩父連峰	<u> 北杜市</u>	13,429ha	(110ha)	平 7.11.1	
	<u>甲州市</u>				
	北都留郡丹波山村内				
片山	山梨県甲府市内	<u>340ha</u>	(0ha)	平 10.11.1	
金峰山	長野県南佐久郡川上村内	2,968ha	(0ha)	昭 58.11.1	

※面積は<u>都県が発行している鳥獣等保護区位置図による。なお両神山、多摩川、大</u> <u>菩薩、片山については</u>図面上の計測による概算である。

#### (ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称位	位置	指定年月日
国指定史跡	栃本関跡	埼玉県秩父市 <u>大滝</u>	昭 45.11.12
国指定特別名勝	御岳昇仙峡	山梨県甲府市 <u>平瀬町・高成町・猪狩町</u> 山梨県甲斐市	<u>大 12.3.7</u> (特別指定) 昭 28. 3.31
国指定天然記念物	御岳の神代ケヤキ	東京都青梅市 <u>御岳山</u>	昭 3.2.18

### 変 更 前

三頭山	東京都西多摩郡檜原村	314	昭 43. 7.1
奥多摩	東京都西多摩郡奥多摩町	2, 576	昭 30. 9.
		(うち特保 1,100)	
奥多摩都民の森	東京都西多摩郡奥多摩町	360	平 10.11.1
奥多摩湖	東京都西多摩郡奥多摩町	691	昭 36. 2.11
		(うち特保 110)	
山のふるさと村	東京都西多摩郡奥多摩町	154	平 10.11.1
秩父連峰	山梨県甲府市	13, 429	平 7.11.1
	山梨県塩山市	(うち特保 662)	
	山梨県東山梨郡牧丘町		
	山梨県東山梨郡三富村		
	山梨県北都留郡丹波山村		
御岳	山梨県甲府市	4, 208	平 10.10.1
	山梨県中巨摩郡敷島町	(うち特保 176)	
片山	山梨県甲府市	<u>350</u>	平 10.11.1
大菩薩	山梨県塩山市	693	平 6.11.1.
		(うち特保 111)	
川端下·秋山	長野県南佐久郡川上村	2, 222	昭 54.11.15
金峰山	長野県南佐久郡川上村	2, 970	昭 58.11.1

※面積は図面上の計測による概算である。

#### (ウ) 史跡名勝天然記念物

( ) / 2 4 / / /	70 T F T T T T T T T T T T T T T T T T T		
区分	名称位	位置	指定年月日
国指定史跡	栃本関跡	埼玉県 <u>秩父郡大滝村大字</u> 大滝	昭 45.11.12
国指定名勝	御昇仙峡岳	山梨県甲府市	昭 28. 3.31
		<u>山梨県中巨摩郡敷島町</u>	
国指定天然記念物	御岳の神代ケヤキ	東京都青梅市御嶽山	昭 4.5.27
	燕岩岩脈	山梨県甲府市御岳町	昭 9.12.28

		变 更 後			変 更 前				
	燕岩岩脈	山梨県甲府市御岳町	昭 9.12.28	県指定 <u>史跡</u>	普寛導師碑	埼玉県秩父郡大滝村大字大滝	大11.3.29		
県指定史跡	大達原高札場	埼玉県 <u>秩父市大滝</u>	昭 14. 3.31		三峰施宿供養塔	埼玉県秩父郡大滝村大字三峰	昭 12. 3.31		
都指定史跡	檜原城跡	東京都西多摩郡檜原村	平 3. 3. 8		大達原高札場	埼玉県秩父郡大滝村大字大滝	昭 14. 3.31		
			大 15. 3.31	都指定史跡	檜原城跡	東京都西多摩郡檜原村	平 3.3.8		
	普寛導師碑	埼玉県 <u>秩父市大滝</u>	(指定替)	県指定名勝	中津峡	埼玉県 <u>秩父郡大滝村大字</u> 中津川	昭 18. 3.31		
県指定旧跡			昭 37.10.1	都指定名勝	奥御岳景園地	東京都青梅市御岳山	平 12. 3. 6		
宗佰足 <u>旧跡</u>			昭 12. 3.31		三頭大滝	東京都西多摩郡檜原村字数馬	平 12. 3. 6		
	三峰施宿供養塔	埼玉県秩父市三峰	(指定替)		海沢の四滝	東京都西多摩郡海沢	平 12. 3. 6		
			昭 36.9.1	県指定天然記念物	三峰モミ	埼玉県 <u>秩父郡大滝村大字</u> 三峰	大11.3.29		
県指定名勝	中津峡	埼玉県 <u>秩父市中津川</u>	昭 18. 3.31		青岩鍾乳洞	山梨県北都留郡丹波山村奥後山	昭 37.12.17		
	奥御岳景園地	東京都青梅市御岳山	平 12. 3. 6			青岩谷			
都指定名勝	三頭大滝	東京都西多摩郡檜原村字数馬	平 12. 3. 6		水晶峠ヒカリゴケ洞の穴	山梨県甲府市御岳町堂ヶ平	昭 38. 9. 9		
	海沢の四滝	東京都西多摩郡奥多摩町海沢	平 12. 3. 6		須玉町日影のトチノキ	山梨県北巨摩郡須玉町比志	昭 54. 2. 8		
	三峰モミ	埼玉県秩父市三峰	大 11. 3.29	都指定天然記念物	古里附のイヌグス	東京都西多摩郡奥多摩町棚澤	大15.3.		
県指定天然記念物	水晶峠ヒカリゴケ洞の穴	山梨県甲府市御岳町室ヶ平	昭 38. 9. 9		白髭大岩	東京都西多摩郡奥多摩町境	大15.4.		
所1日足入然6L必初	青岩鍾乳洞	山梨県北都留郡丹波山村青岩谷	昭 37.12.17		氷川三本スギ	東京都西多摩郡奥多摩町氷川	大15.4.		
	須玉町日影のトチノキ	山梨県北杜市須玉比志	昭 54. 2. 8		日原鍾乳洞	東京都西多摩郡奥多摩町原	昭 7.5.18		
	古里附のイヌグス	東京都西多摩郡奥多摩町棚澤	大 15. 3.		神戸岩	東京都西多摩郡檜原村神戸	昭 35. 2.13		
	白髭大岩	東京都西多摩郡奥多摩町境	大 15. 4.		大岳鍾乳洞	東京都あきる野市養沢	昭 41. 3.31		
	氷川三本スギ	東京都西多摩郡奥多摩町氷川	大 15. 4.		倉沢のヒノキ	東京都西多摩郡奥多摩町原	昭 62. 2.24		
都指定天然記念物	日原鍾乳洞	東京都西多摩郡奥多摩町日原	昭 7.5.18						
	神戸岩	東京都西多摩郡檜原村神戸	昭 35. 2.13						
	大岳鍾乳洞	東京都あきる野市養沢	昭 41. 3.31						
	倉沢のヒノキ	東京都西多摩郡奥多摩町日原	昭 62. 2.24						
	麻生加番所跡	埼玉県秩父市大滝	昭 45.11.3						
市町村指定史跡	武蔵御嶽神社	東京都青梅市御嶽	昭 30.11.3						
川門が旧丛文跡	御嶽山一の鳥居	東京都青梅市御嶽	昭 35.11.3						
	数馬の切通し	東京都西多摩郡奥多摩町白丸	昭 52.11.3						

		変	更後					変更	前		
	高	札場	長野県南佐久郡川上村		昭4	1.6.21					
	<u></u> <u></u>	場ヤブツバキ群生地	埼玉県秩父市大滝字巣	場地内	昭 58	68.4.1					
	滝	本の大スギ	東京都青梅市御嶽		昭 43	3.11.3					
	御	嶽神社参道の杉並木	東京都青梅市御嶽		昭 43	3.11.3					
	五	柱神社のスギ	東京都あきる野市養沢		平 9.	0.7.23					
	倉	沢鍾乳洞	東京都奥多摩町日原倉沢		昭 5	2.11.3					
	<u>小</u>	丹波のイヌグス	東京都西多摩郡奥多摩	叮小丹波	昭 58	8.11.3					
	梅	沢のイヌグス	東京都西多摩郡奥多摩	丁梅沢	平 2.	2.11.3					
市町村指定	定天然記 槐	木のサイカチ	東京都西多摩郡奥多摩	丁氷川	平 2.	2.11.3					
<u>念物</u>	向	寺地のアカガシ	東京都西多摩郡奥多摩	丁寺地	平 2.	2.11.3					
	<u>金</u>	櫻神社のスギ群	型神社のスギ群 山梨県甲府市御岳町		昭 5	2.3.1					
	広	瀬のコナラ	山梨県山梨市三富川浦		昭 50	66.9.2					
	<u>寺</u>	寺平のオニグルミ <u>山梨県甲斐市吉沢</u>			昭 49	9.5.1					
	普	禅院のカヤ	カヤ 山梨県甲斐市吉沢		昭 6	2.6.16					
	羅	漢寺跡のカキ	山梨県甲斐市吉沢		昭 6	2.6.16					
	鶏	冠神社のサワラ	山梨県甲州市塩山一之	順高橋	平1.	.3.17					
	<u>z</u> :	ズサバラモミ	長野県南佐久郡川上村		昭 4	7.3.3					
	<u>)その他</u> 護林等)										
	種類		名称		発効年月日						
41-	上版业生 17 港土	秩父山地			平 30.4.1						
4	上物群集保護林	金峰山			平 29.4.1						
緑	录の回廊	秩父山地緑の回廊									
(農	業振興地域	等)					(エ)農業振興は	也域等			
	種類	位置	重複面積(ha)	3	策定年月日		種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日	
農	農業振興地域	東京都青梅市	1	99 平3	30.3 変更		農業振興地域	東京都青梅市	214	昭 48. 3.31	•

	変更	後				変更	前	
	東京都あきる野市	<u>144</u>				東京都あきる野市	430	昭 48. 3.30
	東京都西多摩郡日の出町	<u>379</u>				東京都西多摩郡日の出町	138	昭 47. 3.31
	山梨県甲府市	5,454				山梨県甲府市	5,414	昭 47. 3.27
	山梨県山梨市	2,348				山梨県塩山市	<u>57</u>	昭 47. 9.18
	山梨県北杜市	2,779				山梨県東山梨郡牧丘町	<u>45</u>	昭 46. 3.22
	山梨県甲斐市	<u>282</u>	平 28.6 変更			山梨県東山梨郡三富村	<u>2,641</u>	昭 47. 3.27
	山梨県甲州市	<u>376</u>				山梨県中巨摩郡敷島町	<u>301</u>	昭 47. 3.27
	山梨県北杜留郡小菅村	<u>1,388</u>				山梨県北巨摩郡須玉町	<u>1,710</u>	昭 45. 3.31
	山梨県北杜留郡丹波山村	<u>2,755</u>				長野県南佐久郡川上村	<u>662.2</u>	昭 47. 9.30
	長野県南佐久郡川上村	<u>795</u>	平 28.3 変更		農用地域区	東京都青梅市	<u>9.6</u>	昭 49. 6.18
	東京都青梅市	<u>8</u>				東京都あきる野市	<u>85.0</u>	昭 49. 6.8
	東京都あきる野市	<u>23</u>				東京都西多摩郡日の出町	<u>4.3</u>	昭 49. 6.8
	東京都西多摩郡日の出町	<u>7</u>				山梨県甲府市	<u>2</u>	昭 49. 3.30
	山梨県甲府市	<u>5</u>				山梨県東山梨郡三富村	<u>2</u>	昭 49. 3.30
農用地域区	<u>山梨県山梨市</u>	<u>19</u>				山梨県北巨摩郡須玉町	<u>45</u>	昭 49. 3.30
)R/112E/3AE	山梨県北杜市	<u>104</u>			※面積は図面	i上の計測による概算であ	る。	
	山梨県甲斐市	<u>18</u>						
	山梨県北杜留郡小菅村	<u>18</u>						
	山梨県北杜留郡丹波山村	<u>72</u>						
	長野県南佐久郡川上村	<u>217</u>						
※面積は図面	上の計測による概算であ	る。						
(都市計画地:	域)							
種類	位置 重複面積(ha)	指定年月日						
用途地域東京	京都青梅市 218	昭 31.12.24 平 16.6.24						
└──┴─ <b>※</b> 而積け図面	 上の計測による概算であ							

#### 4 変更する公園区域

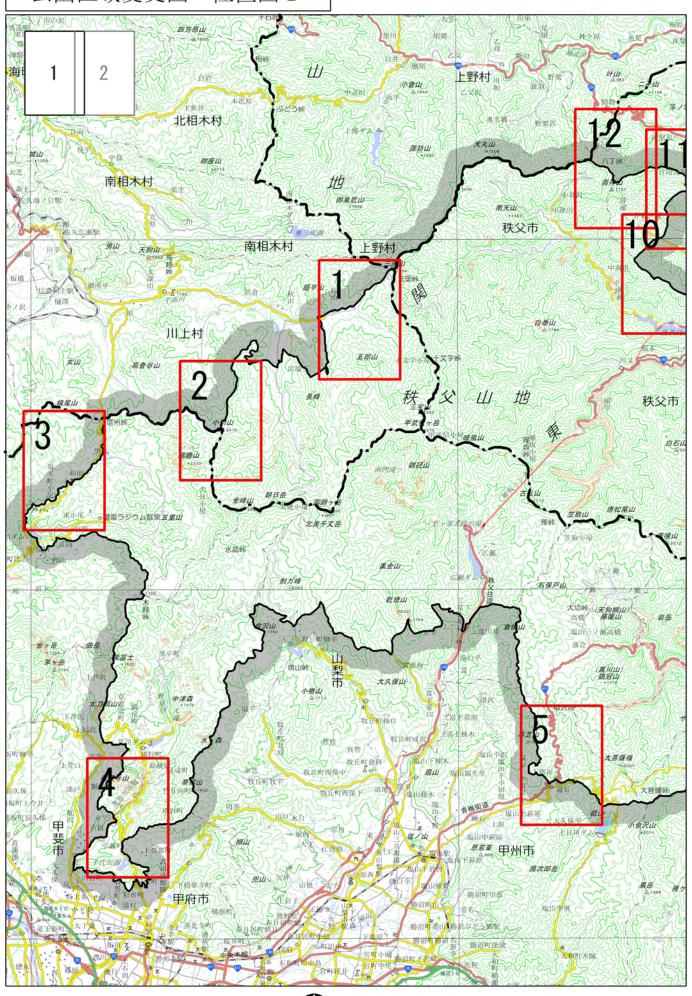
秩父多摩甲斐国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3:公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)	
1	_	長野県南佐久郡川上村	公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する (現状、「河川敷 (右	_	
		大字梓山の一部	岸側)界」となっているが、河川上流部は沢があるため「沢界」、「河川敷(右		
		【2-3 河川敷(右岸側)界】	岸側)界」へ変更する)。		
			【公園区域変更図1参照】		
2	_	長野県南佐久郡川上村内	公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する(現状「小班界」と	_	
		国有林東信森林管理署 63 林班の一部	なっているが、一部に林班界を含むため「林班界」、「小班界」へ変更する。		
		【10-11 小班界】	─11 小班界】         【公園区域変更図 2 参照】		
3	3 一 山梨県北杜市		公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する (現状、「河川敷 (右	「河川敷(右	
		須玉町小尾の一部	岸側)界」となっているが、河川上流部は沢になるため「沢界」、「河川敷(右		
		【12-13 河川敷(右岸側)界】	岸側)界」へ変更する)。		
			【公園区域変更図3参照】		
4	_	山梨県甲府市	公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する(現状、「稜線界」	_	
		国有林山梨森林管理事務所 4 林班及び 5 林班の一部	となっているが、一部に林班界(国)、国有林界を含むため「稜線界」、「国有林		
		下帯那町の一部	界」、「林班界」へ変更する)。		
		【26-27 稜線界】	【公園区域変更図4参照】		
5	5 一 山梨県甲州市		公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する(現状、「小班界」	_	
		上萩原炸裂石の一部	となっているが、一部に小班界、県有林界を含むため「小班界」、「県有林界」、		
		【38-39 小班界】	「小班界」へ変更する)。		
			【公園区域変更図5参照】		
6	_	東京都西多摩郡日の出町	公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する(現状、「道路敷(含)	_	
		大久野の一部	界」となっているが、一部に道路の無い区間を含むため「道路敷(含)界」、		
		【49-50 道路敷(含)界】	「沢界」へ変更する)。		
			【公園区域変更図6参照】		

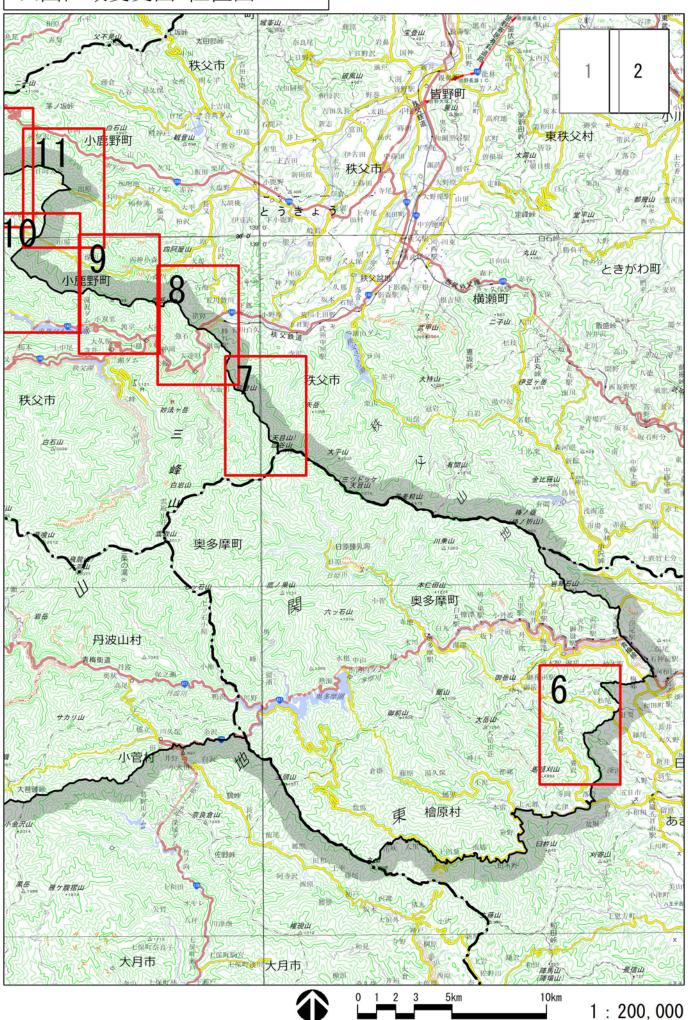
7	7 - 埼玉県秩父市		公園区域を明確にするため、既存区分線の	公園区域を明確にするため、既存区分線の凡例を変更する(現状、「村村界」		
		大滝の一部	となっているが、合併により秩父市内~秩	となっているが、合併により秩父市内~秩父市/小鹿野町界となるため「市町		
		埼玉県秩父郡小鹿野町	界」、「沢界」、「稜線界」へ変更する)。	界」、「沢界」、「稜線界」へ変更する)。		
		両神小森及び両神薄の各一部	【公園区域変更図7、8、9、10参照】	【公園区域変更図7、8、9、10参照】		
		【55-56 村村界】				
8	_	埼玉県秩父市 公園区域を明確にするため、既存区分線の		凡例を変更する(現状、「町村界」	_	
		大滝の一部	となっているが、合併により小鹿野町内~	となっているが、合併により小鹿野町内〜秩父市/小鹿野町界となるため「稜		
		埼玉県秩父郡小鹿野町	線界」、「市町界」へ変更する)。	線界」、「市町界」へ変更する)。		
		両神薄	【公園区域変更図 11、12 参照】	【公園区域変更図 11、12 参照】		
		【59-1 町村界】				
				変更部分面積計	_	
				変更前公園面積	_	
				変更後公園面積	_	

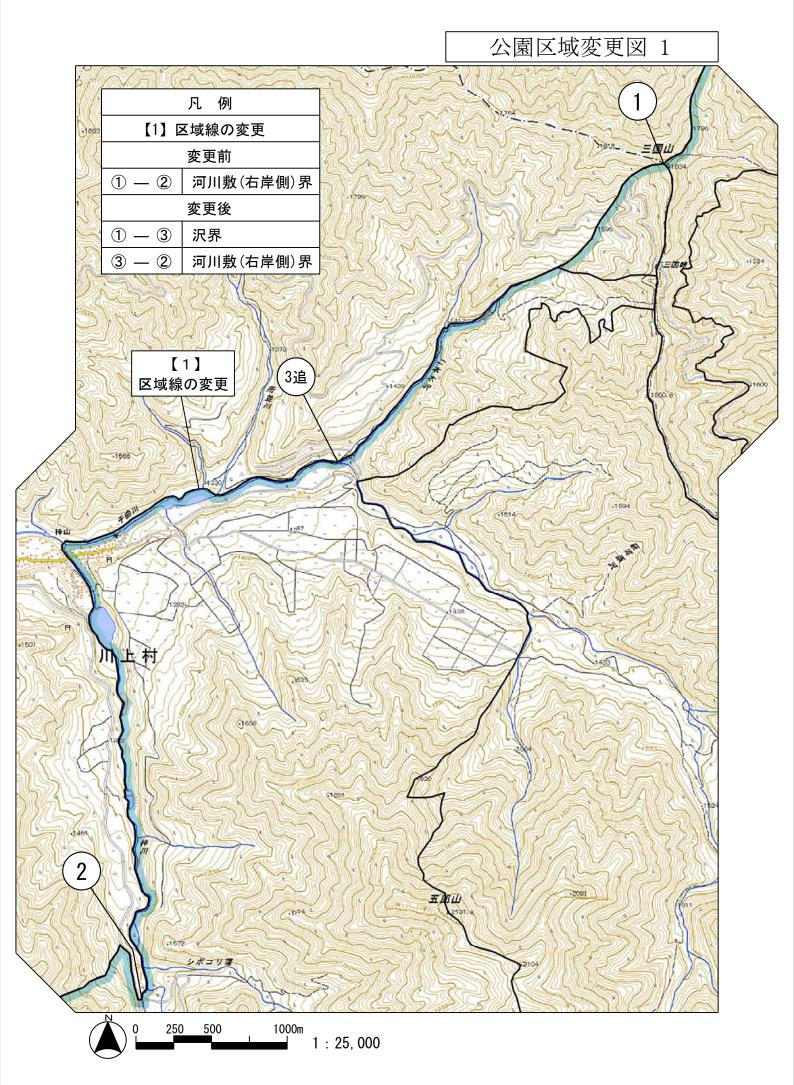
# 公園区域変更図 位置図1

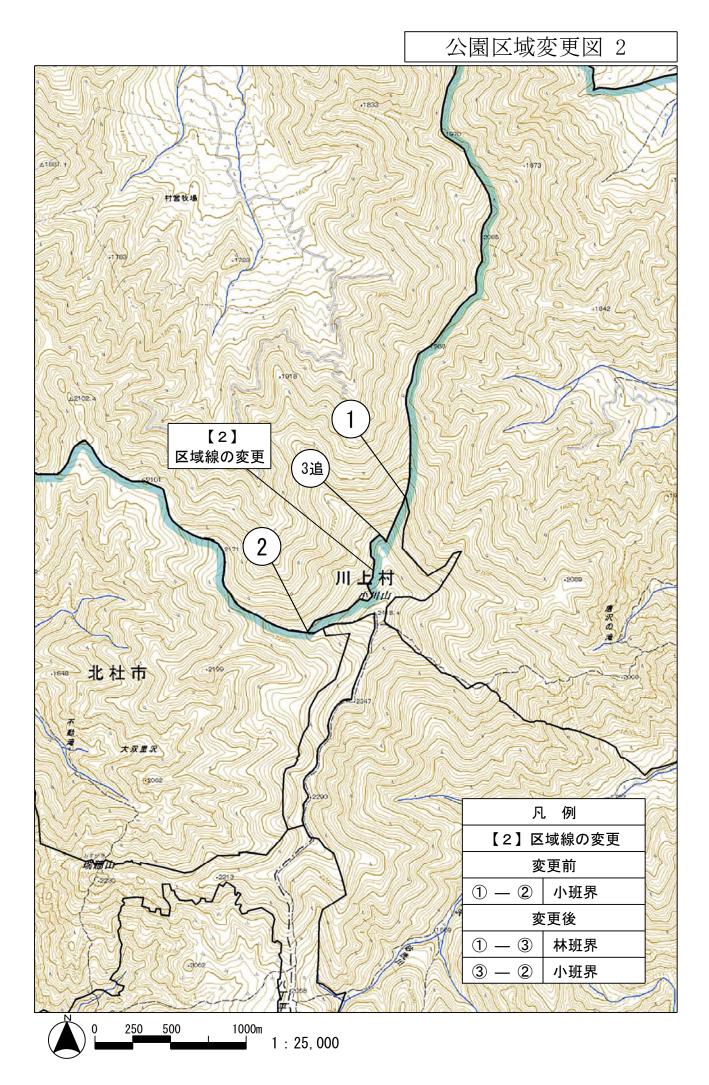


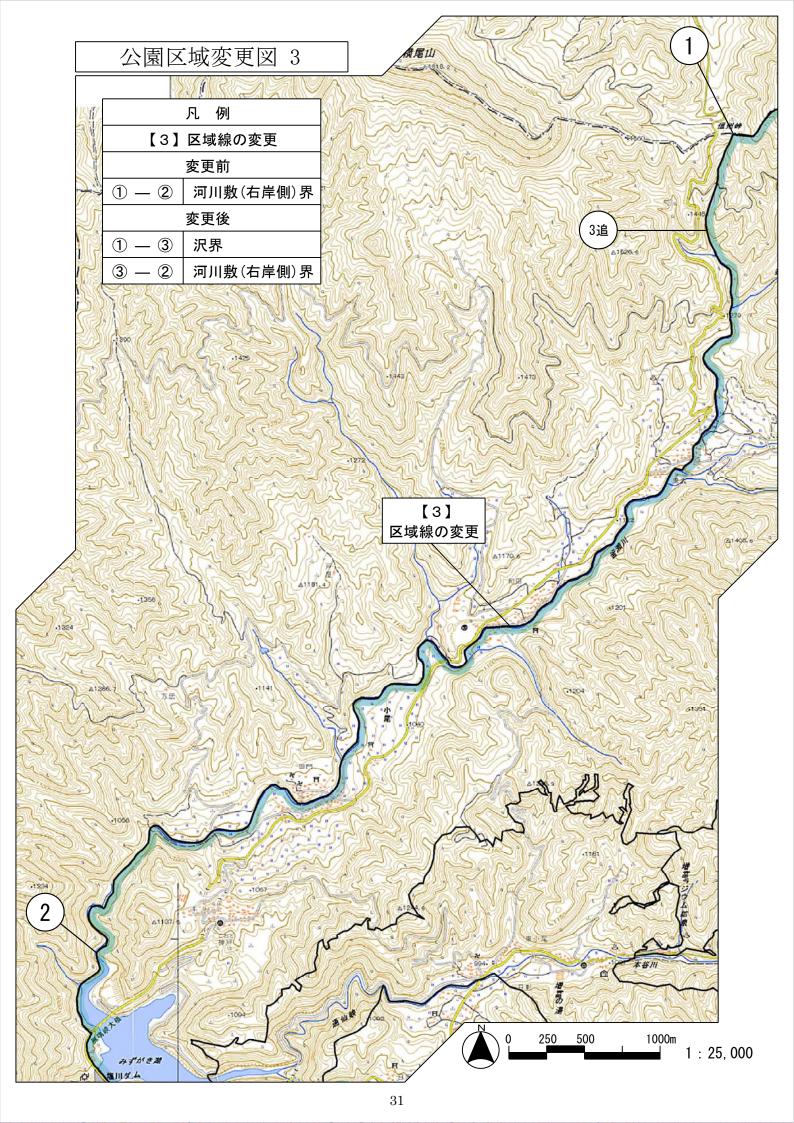
27

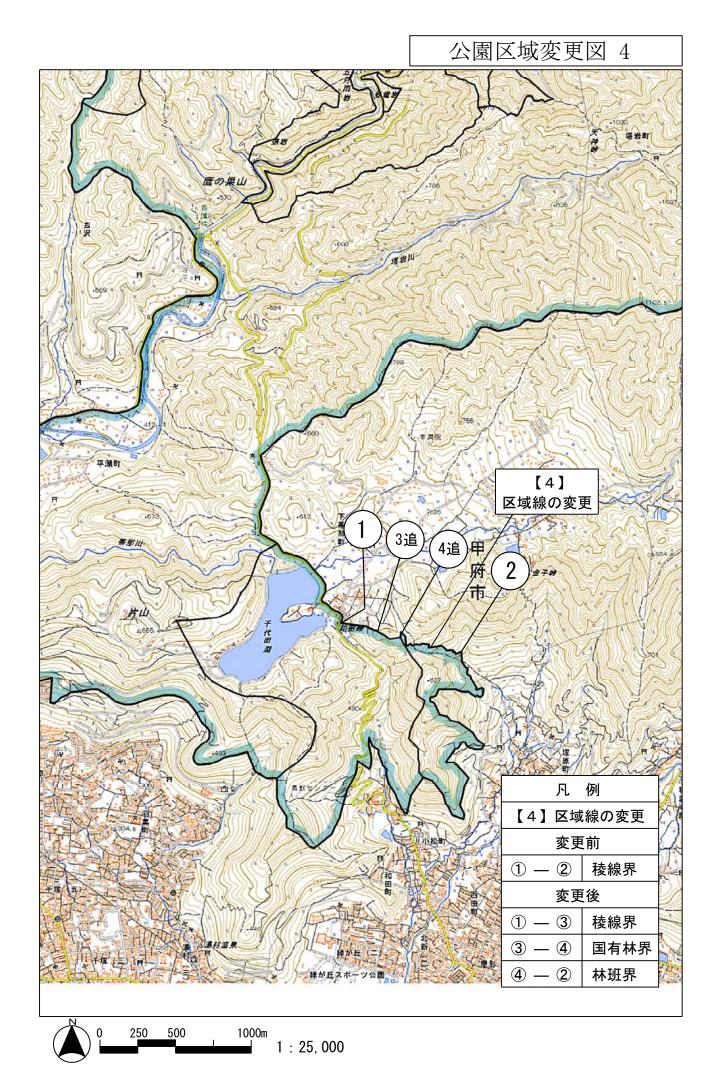
# 公園区域変更図 位置図2

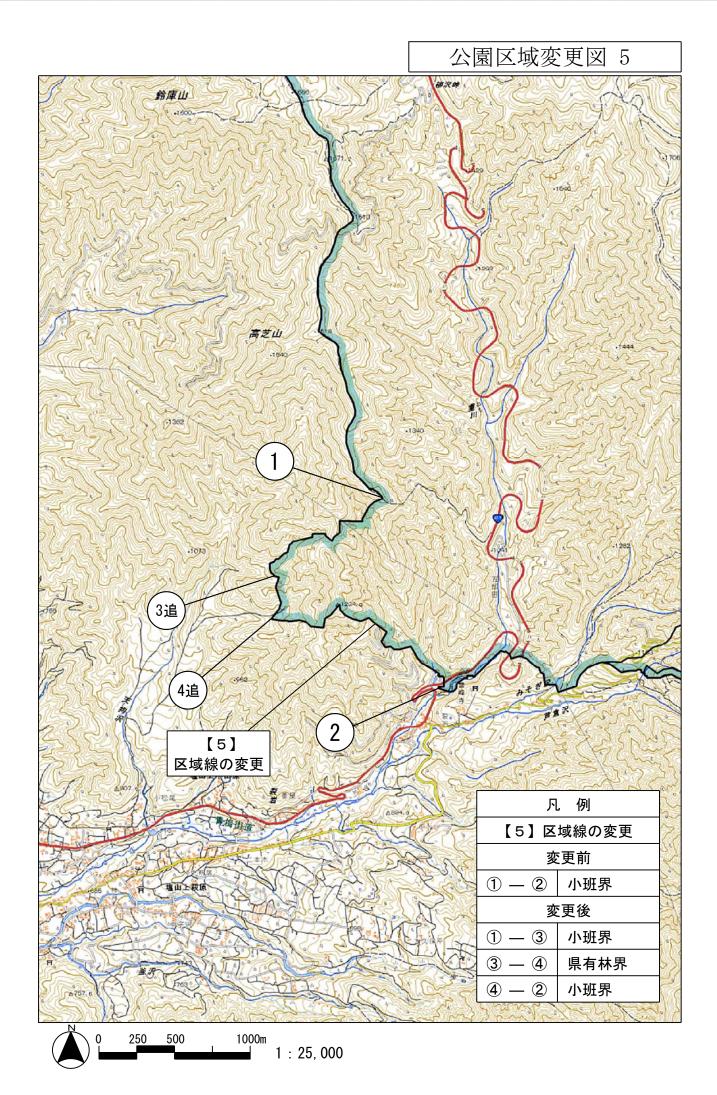


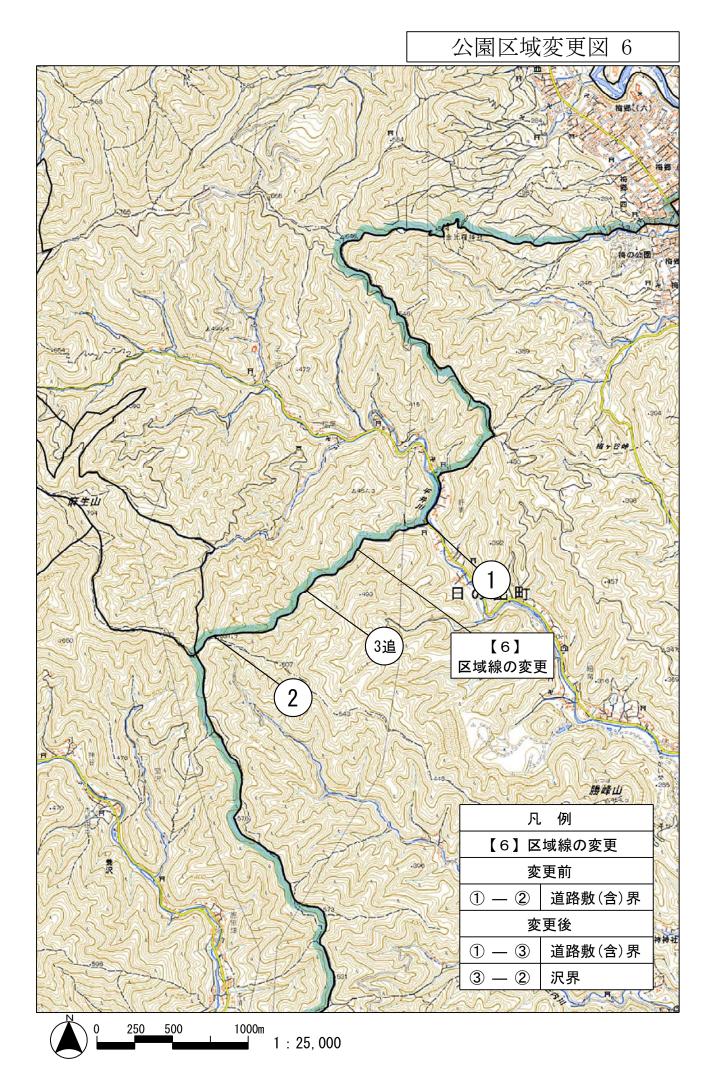


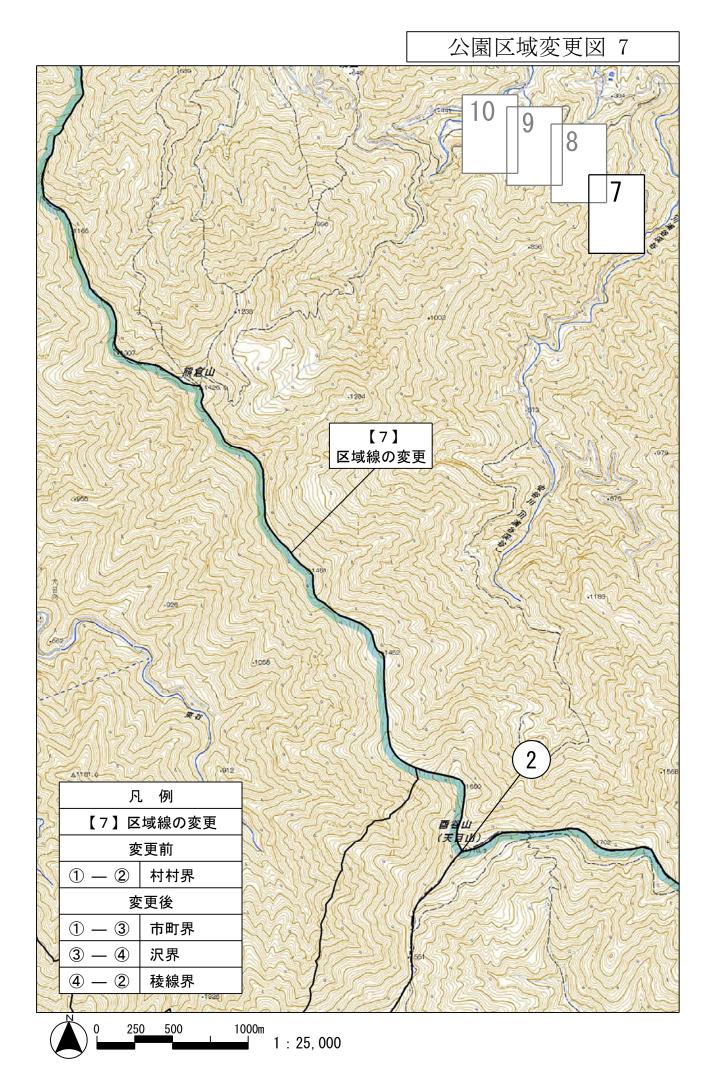


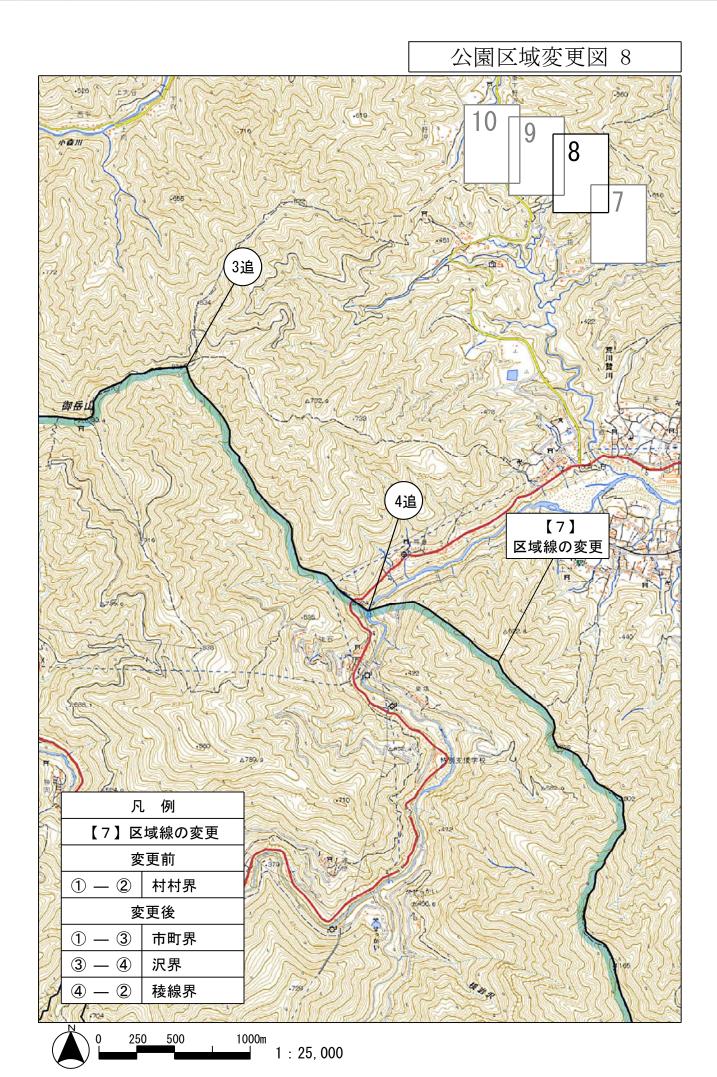












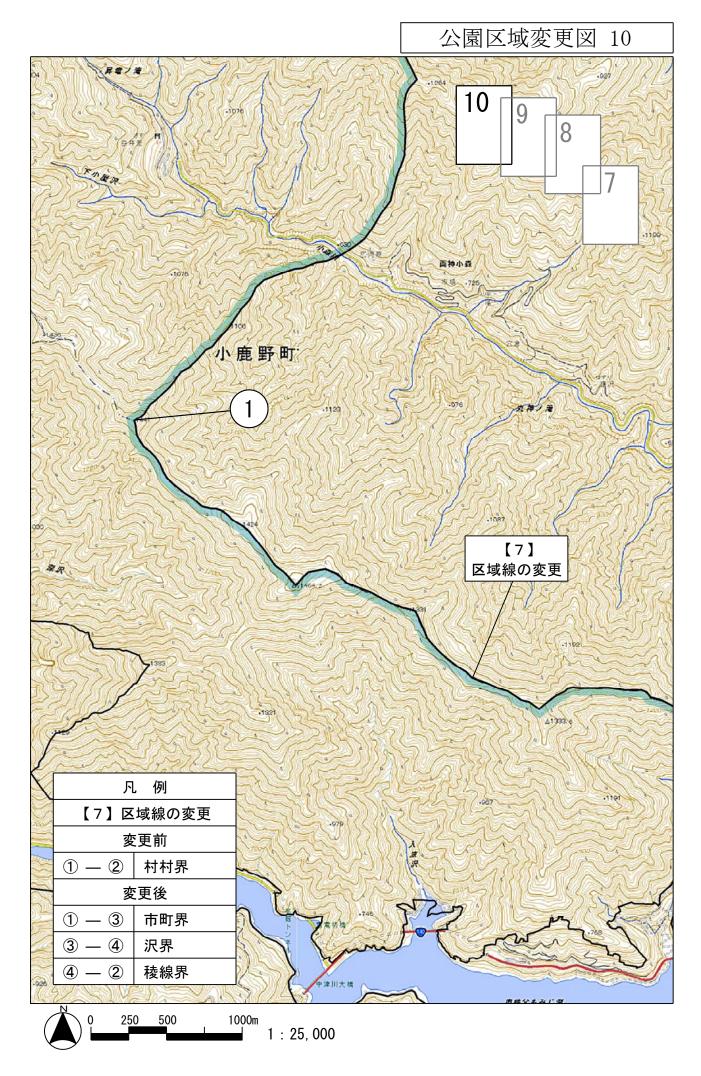
# 公園区域変更図 10 9 8 1009 小鹿野町 西神小森 [7] 区域線の変更 例 凡 【7】区域線の変更 変更前 1 - 2村村界 変更後 1 - 3市町界 沢界 3 - 4 4. 2 稜線界

250

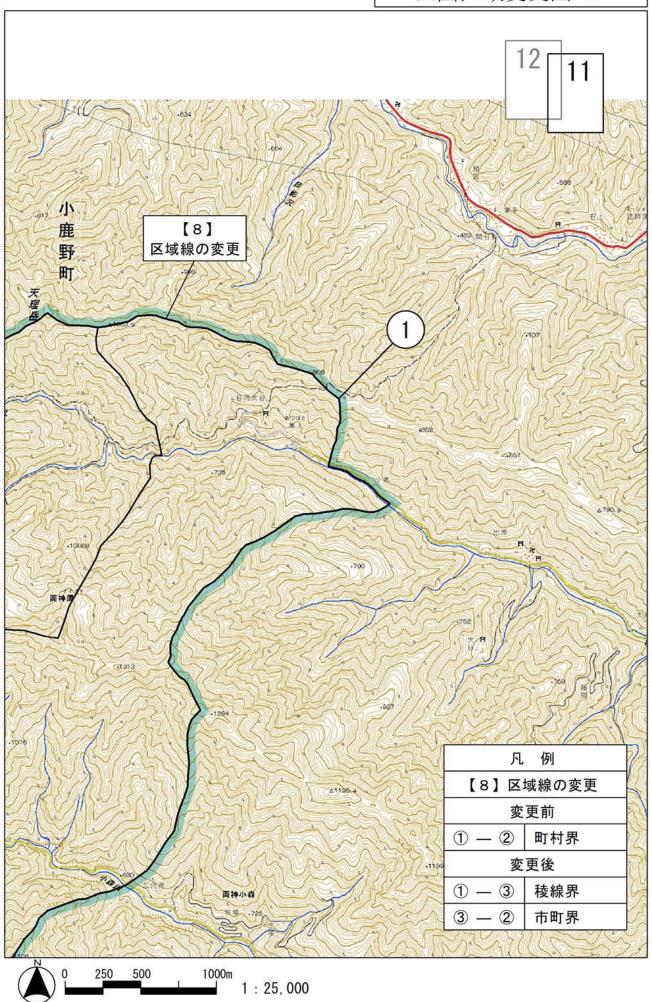
<u>5</u>00

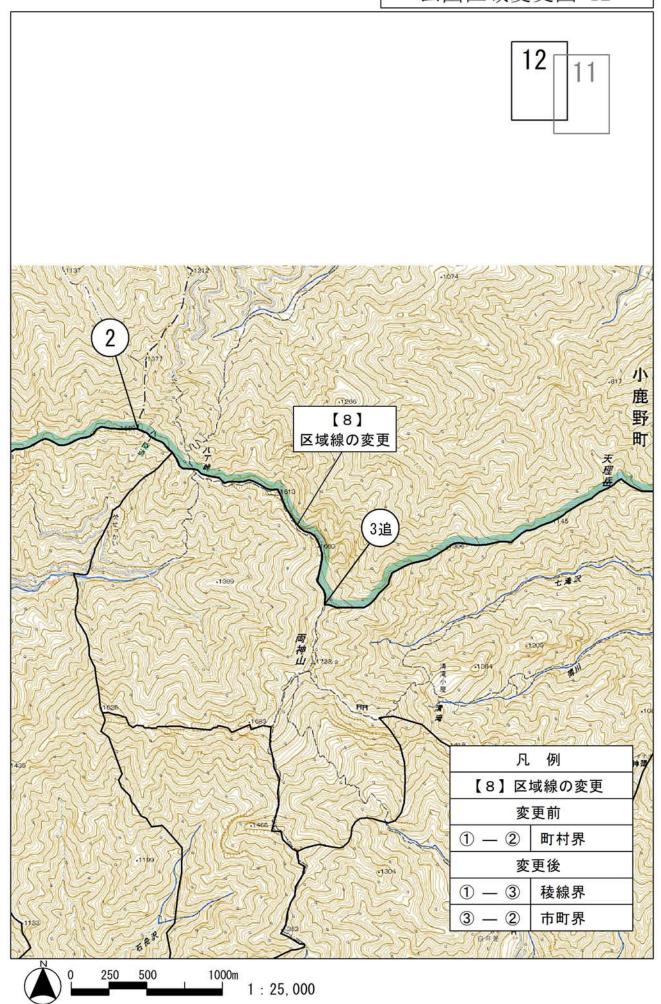
1000m

1:25,000



# 公園区域変更図 11





#### 第2 公園計画の変更

#### 1 変更理由

今回の第2次点検においては、平成20年2月に第1次点検を行ってから10年以上が経過したことから、その間の本地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、以下のとおり変更を行う。

基本方針については、本公園が有する自然環境、文化的資源の現状を踏まえ、一部文言の修正を行う。

保護規制計画については、現行計画のとおりとするが、関連事項である「採取等規制植物」について平成27年8月に策定された「指定植物の選定方針」に基づき、見直しが令和3年2月に行われたことから採取等規制植物変更表の修正を行う。

利用施設計画については、集団施設地区の区域線の明確化を行う他、五十人平宿舎事業の廃止に伴う雲取山における登山者の利用拠点を確保する観点から野営場事業の追加を行うとともに、現状の利用実態を踏まえ、既存山小屋周辺におけるテント場を野営場事業に位置づけるなど、単独施設及び道路(車道、歩道)について、必要な追加又は変更削除を行う。

# 2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4:基本方針変更表)

# 変 更 後

#### 1 基本方針

秩父多摩甲斐公園は、<u>雲取山、甲武信ヶ岳、国師ヶ岳、金峰山等が連なる奥秩</u> 父主稜の高峰を中心に、両神山、大菩薩嶺、御岳昇仙峡、奥多摩や梓山等をも包 含する広大なものである。地質は主として秩父帯や四万十帯の堆積岩類や花崗 岩類からなっており、火山を含まないという、我が国では稀な山岳地域である。 また、首都圏から最も近く、週末ともなると多くの人が集うことができる国立公 園であり、山岳や渓谷が織りなす美しく変化に富んだ自然を求めて、自然探勝、 ハイキング、登山、キャンプ、魚釣り、沢登り、社寺訪探等、様々な楽しみ方で 本公園を訪れる人が多い。

<u>このため、本公園が有する自然環境、文化的資源の現状を踏まえ、適切な利用</u>を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

# (1) 規制計画

# ア 保護規制計画

<u>(ア)</u>特別地域

# 変更前

#### 1 基本方針

秩父多摩国立公園は、昭和25年7月10日に区域指定され、昭和30年3月30日に特別地域の指定及び主な利用計画が決定された。その後、保護計画の一部変更等が行われたものの、未だに特別地域での地種区分の大半は未定のままである。また、公園区域が不明確になっている等、現実の公園管理に支障が生じている。さらに、この間、道路改良等により到達性が改善されたため首都圏からの利用が増大しているが、利用計画においてもニーズに適切に対応しきれない状態となっている。

<u>このような状況を踏まえ、公園計画の全般的な見直し(再検討)を行い、適切な</u>保護及び利用を図るものである。

# (1) 保護計画

# ア特別地域

# (ア) 区域

公園区域のうち、既に主要な山岳及び渓谷等の優れた風致景観は特別地域として指定されており、地種区分線の明確化又は市街化の進行により風致景観の資質が著しく失われた場合を除き、基本的に現行の特別地域は変更しないものとする。

また,現行の普通地域のうち優れた風致景観については,特別地域に格上 <u>げするものとする。</u>

# (イ) 地域地区

現行の特別地域は、地種区分が未決定のままである。このため、新たに拡

#### ア) 特別保護地区

次に該当する地域で、厳正にその景観の保護を図る必要性の高い本公園 の核心部を、特別保護地区とする。

- ・山岳、渓谷、岩峰、岩壁等の核心的な地形を有する地域
- ・優れた自然林及び草原を有する地域

#### イ) 第1種特別地域

次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域を、第1種特別地域とする。

- ・優れた山岳、渓谷、岩峰、岩壁等を有する地域
- ・優れた自然林を有する地域

#### ウ) 第2種特別地域

次に該当する地域で、努めて農林漁業活動との調整を図ることが必要な 地域を、第2種特別地域とする。

- 良好な自然植生、山岳部の稜線及び渓谷等、公園の風致景観構成上重要な 地域で、良好な風致の維持を図る必要性の高い地域
- ・公園の主要な利用拠点及びその周辺の主たる展望対象地域
- ・公園利用拠点に通じる道路沿線及びその周辺

# 工) 第3種特別地域

本公園の風致景観構成上重要な地域で、風致の維持を図る必要性が高く、 森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動が、特に風致に影響を及ぼす おそれの少ない地域を、第3種特別地域とする。

# (イ) 関連事項

# ア) 採取等規制植物

当該地域の風致の維持上重要な植物及び希少な高山植物や固有植物種を保 全するため、採取等規制植物を定める。 張する地域も含めて、風致景観の特性、公園利用の状況、土地利用形態等を 勘案しながら、以下により地域地区を設定するものとする。

#### ①特別保護地区

次に該当する地域で、厳正にその景観の保護を図る必要性の高い本公園 の核心部を、特別保護地区とする。

- (a) 山岳, 渓谷, 岩峰, 岩壁等の核心的な地形を有する地域
- (b)優れた自然林及び草原を有する地域

#### ②第1種特別地域

次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域を、第1種特別地域とする。

- (a)優れた山岳, 渓谷, 岩峰, 岩壁等を有する地域
- (b)優れた自然林を有する地域
- ③第2種特別地域

次に該当する地域で、努めて農林漁業活動との調整を図ることが必要な 地域を、第2種特別地域とする。

- (a) 良好な自然植生、山岳部の稜線及び渓谷等、公園の風致景観構成上重要な地域で、良好な風致の維持を図る必要性の高い地域
- (b)公園の主要な利用拠点及びその周辺の主たる展望対象地域
- (c)公園利用拠点に通じる道路沿線及びその周辺

# ④第3種特別地域

本公園の風致景観構成上重要な地域で、風致の維持を図る必要性が高く、 森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動が、特に風致に影響を及ぼす おそれの少ない地域を、第3種特別地域とする。

#### イ) 普通地域

特別地域の周辺部で、風景の保護を図ることが必要な地域を、普通地域とする。

# (2) 事業計画

# ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

# ア) 集団施設地区

- ・三峰は、三峰から雲取山へと続く稜線沿いに整備されている。二瀬三峰線 車道が通じており、地区の中央には三峯神社が鎮座し、雲取山にかけての 登山道の起点となっている。その為適正な利用を図る上での拠点として重 要な地区である。これらのことから、集団施設地区として維持し、適切な 整備方針を定める。
- ・奥多摩湖岫沢は、奥多摩湖の南岸に整備されている十里木小河内線車道に 接する谷沿いの区域であり、東京都郊外における自然レクリエーションの 場として、多くの利用者が訪れている。その為適正な利用を図る上での拠 点として重要な地区である。これらのことから、集団施設地区として維持 し、適切な整備方針を定める。

#### イ普通地域

特別地域の周辺部で、風景の保護を図ることが必要な地域を、普通地域とする。

#### (2) 利用計画

本公園は、国立公園としては首都圏の大都市群に最も接近し、利用上有利な位置を占めているので、「美しい緑」を求めて、自然探勝、ハイキング、登山、キャンプ、魚釣り、社寺訪探等に訪れる者が多い。特に数日を費やして原生林の秘境を縦走する利用は、アルプス的山岳とは全く趣を異にした景観が求められることもあり、年々利用者が増加している。

<u>そこで、山岳地域における登山需要等に対しては歩道を計画するとともに、歩</u> 道沿線には宿舎、避難小屋等を計画する。

各登山口及び主要利用拠点には、自然・利用情報の提供、登山案内等のための博物展示施設を計画し、安全、適正な利用を図る。

山麓部においては、各利用拠点を連絡する車道及び園地、宿舎、野営場等を計画し、より一層の利用者の利便性を図るものとする。

# ア集団施設地区

- (イ) 現行の 三 峯 秩父湖集団施設地区の一部である 三 峰地区については、利用拠点として自然条件、社会条件等に優れているため、地域の自然、文化とのふれあい拠点となるよう総合的に整備を進める。なお、秩父湖地区については、集団施設地区から削除し単独施設に振り替えるものとする。
- (ウ) 現行の秋川、御岳、一ノ瀬、増富の4地区については、総合的に整備 を進めていくことが困難であるため、集団施設地区を削除し、単独施設

# イ) 単独施設

- ・山岳部の歩道沿線に、登山利用者等のための宿舎、避難小屋等を計画する。
- <u>・</u>各登山口及び主要利用拠点には、自然・利用情報の提供、登山案内等のための博物展示施設を計画する。
- ・山麓部の車道、渓谷沿いの歩道沿線には、園地、宿舎、野営場、駐車場等を計画する。
- ・現行計画のうち、未だ事業執行されていないもので、今後とも整備の可能性及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

# ウ) 道路(車道)

利用拠点へのアクセスを確保するため、次の考え方により車道を計画する。

- <u>・</u>既に整備されている道路であって、公園利用上必要性の認められるもの については、計画に追加する。
- ・現行計画のうち、既に整備されている路線については、その目的及び利用 状況等に応じて再編成する。
- ・現行計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

# エ) 道路(歩道)

山岳及び渓谷の登山、探勝等に対し、次の考え方により歩道を計画する。

- 公園利用上必要性が認められ、既に整備されているもの又は整備の見込まれるものについては、計画に追加する。
- ・現行計画のうち、既に整備されている路線については、その目的及び利用 状況等に応じて再編成する。
- <u>・</u>現行計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及 び必要性の低いものについては、計画から削除する。

#### に振り替えるものとする。

#### イ単独施設

- (ア) 山岳部の歩道沿線に、登山利用者等のための宿舎、避難小屋等を計画する。
- (イ) 各登山口及び主要利用拠点には、自然・利用情報の提供、登山案内等のための博物展示施設を計画する。
- (ウ)山麓部の車道,渓谷沿いの歩道沿線には,園地,宿舎,野営場,駐車場等を計画する。
- (エ) 現行計画のうち、未だ事業執行されていないもので、今後とも整備の 可能性及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

#### ウ道路

#### (ア)車道

利用拠点へのアクセスを確保するため、次の考え方により車道を計画する。

- ① 既に整備されている道路であって、公園利用上必要性の認められるものについては、計画に追加する。
- ② 現行計画のうち、既に整備されている路線については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③ 現行計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性 及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

# (イ) 歩道

山岳及び渓谷の登山、探勝等に対し、次の考え方により歩道を計画する。

- ① 公園利用上必要性が認められ、既に整備されているもの又は整備の見込まれるものについては、計画に追加する。
- ② 現行計画のうち、既に整備されている路線については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③ 現行計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

# 才) 運輸施設

既に整備されている索道運送施設等であって、公園利用上必要性の認められるものについては、計画を追加する。なお、現行計画のうち、未だに整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

# 工運輸施設

既に整備されている索道運送施設等であって、公園利用上必要性の認められるものについては、計画を追加する。なお、現行計画のうち、未だに整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性の低いものについては、計画から削除する。

# 3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

# ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

# (ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

# (表5:特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	_	凡例の変更	甲武信ヶ岳雲	山梨県甲州市	特別保護地区を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、	_
			取山から甲武	一之瀬高橋の一部	「小班界」となっているが一部に道路を含むため、「小班界」、「道路敷	
			信ヶ岳に至る	【73-74 小班界】	(含)界」、「小班界」へ変更する)。	
			山稜		【保護規制計画変更図 13 参照】	
2	_	凡例の変更	甲武信ヶ岳雲	山梨県甲州市	特別保護地区を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、	_
			取山から甲武	一之瀬高橋の一部	「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林班	
			信ヶ岳に至る	【75-76 小班界】	界」へ変更する)。	
			山稜		【保護規制計画変更図 13 参照】	
3	_	凡例の変更	甲武信ヶ岳雲	山梨県甲州市	特別保護地区を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、	_
			取山から甲武	一之瀬高橋の一部	「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林班	
			信ヶ岳に至る	【77-78 小班界】	界」、「小班界」へ変更する)。	
			山稜		【保護規制計画変更図 14 参照】	
4	_	凡例の変更	甲武信ヶ岳雲	山梨県北都留郡丹波山村	特別保護地区を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、	_
			取山から甲武	丹波山の一部	「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林班	
			信ヶ岳に至る	【81-82 小班界】	界」、「小班界」へ変更する)。	
			山稜		【保護規制計画変更図 15 参照】	
5	_	凡例の変更	甲武信ヶ岳雲	埼玉県秩父市	特別保護地区を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、	_
			取山から甲武	大滝の一部	「小班界」となっているが国有林界の誤りのため、「国有林界」へ変更	
			信ヶ岳に至る	【100-101 小班界】	する)。	
			山稜		【保護規制計画変更図3参照】	
6		凡例の変更	瑞牆山	山梨県北杜市	特別保護地区を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、	_

			金峰山	須玉町小尾、須玉町比志の一	「小班界」となっているが一部に林	班界、県有林界を含むため、「小班	
				部	界」、「林班界」、「県有林界」、「小班界	『、、「林班界」、「小班界」 へ変更す	
				【106-107 小班界】	る)。		
					【保護規制計画変更図8参照】		
7	_	凡例の変更	瑞牆山	山梨県甲府市	特別保護地区を明確にするため、既	存区域線の凡例を変更する(現状、	
			金峰山	御岳町の一部	「国有林界」となっているが小班界の	の誤りのため、「小班界」へ変更す	
				【110-111 国有林界】	る)。		
					【保護規制計画変更図9参照】		
8	_	凡例の変更	瑞牆山	長野県南佐久郡川上村	特別保護地区を明確にするため、既	存区域線の凡例を変更する(現状、	_
			金峰山	大字川端下	「稜線界」となっているが小班界の認	呉りのため、「小班界」へ変更する)。	
				【114-115 稜線界】	【保護規制計画変更図9参照】		
9	_	凡例の変更	御岳昇仙峡	山梨県甲府市	特別保護地区を明確にするため、既	存区域線の凡例を変更する(現状、	_
				猪狩町の一部	「林班界」となっているが一部に小野	班界を含むため、「小班界」、「林班	
				【133-131 林班界】	界」へ変更する)。		
					【保護規制計画変更図 12 参照】		
						変更部分面積計	
						変更前特別保護地区面積	_
						変更後特別保護地区面積	_

# (イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6:第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	_	凡例の変更	中津峡	埼玉県秩父市 国有林埼玉森林	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				管理事務所	状、「国有林界」、「林班界」、「国有林界」となっているが、すべて国有	
				63 林班の一部	林界になるため、「国有林界」へ変更する)。	
				【153-154 国有林界】	【保護規制計画変更図4参照】	
				【154-155 林班界】		
				【155-156 国有林界】		

2	_	凡例の変更	白岩山	埼玉県秩父市	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				大滝の一部	状、「国有林界」となっているが稜線界の誤りのため、「稜線界」へ変更	
				【178-179 国有林界】	する)。	
					【保護規制計画変更図6参照】	
3	_	凡例の変更	多摩川源流部	山梨県北都留郡丹波山村	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			七ツ石山から	丹波山の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林	
			雲取山を経て	【186-187 小班界】	班界」、「小班界」へ変更する)。	
			笠取山に至る		【保護規制計画変更図 21 参照】	
			山稜の一部			
4	_	凡例の変更	日原川源流部	東京都西多摩郡奥多摩町	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				留浦の一部	状、「林班界」となっているが一部に都有林班界を含むため、「林班界」、	
				【191-192 林班界】	「都有林界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 22 参照】	
5	_	凡例の変更	日原川源流部	東京都西多摩郡奥多摩町	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する (現	_
				日原の一部	状、「林班界」、「都有林界」、「林班界」となっているが林班界は都有林	
				【193-194 林班界】	内の林班であり、都有林界でなくなるため、「林班界」へ変更する)。	
				【194-195 都有林界】	【保護規制計画変更図 23、24 参照】	
				【195-196 林班界】		
6	_	凡例の追加	多摩川源流部	山梨県甲州市	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を追加する(現	_
			七ツ石山から	一之瀬高橋の一部	状、凡例が無いため、新たに「小班界」、「林班界」を追加する)。	
			雲取山を経て		【保護規制計画変更図 13 参照】	
			笠取山に至る			
			山稜の一部			
7	_	凡例の変更	多摩川源流部	山梨県甲州市	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する (現	_
			七ツ石山から	一之瀬高橋の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林	
			雲取山を経て	【247-248 小班界】	班界」、「小班界」へ変更する)。	
			笠取山に至る		【保護規制計画変更図 17 参照】	
			山稜の一部			
8	_	凡例の変更	多摩川源流部	山梨県北都留郡丹波山村	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する (現	_

			七ツ石山から	丹波山の一部	状、「林班界」、「小班界」となっているが、小班界がないため、「林班	
			雲取山を経て	【252-253 小班界】	界」へ変更する)。	
			笠取山に至る	【253-254 林班界】	【保護規制計画変更図 18 参照】	
			山稜の一部			
9	_	凡例の変更	日原川源流部	東京都西多摩郡奥多摩町	第 1 種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				日原の一部	状、「都有林界」となっているが一部に民有地の林班界を含むため、「「林	
				【270-271 都有林界】	班界」、「都有林界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 23 参照】	
10	_	凡例の変更	御岳山	東京都青梅市	第 1 種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				御岳山の一部	状、「地番界」となっているが、指定時の地番界が特定困難なため、「稜	
				【279-280 地番界】	線界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 35 参照】	
11	_	凡例の変更	大菩薩嶺	山梨県北都留郡小菅村	第1種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				小菅第一の一部	状、「小班界」、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「小	
				【295-296 林班界】	班界」、「林班界」、「小班界」、「林班界」、「小班界」へ変更する)。	
				【296-287 小班界】	【保護規制計画変更図 19 参照】	
					変更部分面積計	_
					変更前第1種特別地域面積	_
					変更後第1種特別地域面積	

# (ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

# (表7:第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	_	凡例の変更	両神山	埼玉県秩父市	第 2 種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				中津川の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含み河川を横断するため、	
				【305-305 林班界】	「林班界」、「小班界」、「林班界」、「図上確定界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図1参照】	
2	_	凡例の変更	両神山	埼玉県秩父市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_

				中津川の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林	
				【314-315 小班界】	班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図1参照】	
3	_	凡例の変更	荒川源流部	埼玉県秩父市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	
				大滝の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「林班界」、「小	
				【335-334 小班界】	班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図3参照】	
4	_	凡例の変更	瑞牆山山麓	山梨県北杜市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				須玉町小尾の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林	
				【388-201 小班界】	班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図8参照】	
5	_	凡例の変更	日原渓谷	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			川苔谷	日原の一部	状、「道路敷(除)界」となっているが、一部に道路の無い区間を含む	
				【409-410 道路敷(除)界】	ため、「道路敷(除)界」、「等高線 (500m) 界」、「道路敷(除)界」へ変更	
					する)。	
					【保護規制計画変更図 26 参照】	
6	_	凡例の変更	日原渓谷	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			川苔谷	氷川の一部	状、「都有林界」、「林班界」となっているが、426-423 は繋がっておら	
				【426-423 都有林界】	ず、426-426として独立していることから、「林班界」へ変更する。	
				【423-426 林班界】	【保護規制計画変更図 27 参照】	
7	_	凡例の変更	多摩川源流部	山梨県甲州市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				一之瀬高橋の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「小班界」、「林	
				【434-435 小班界】	班界」、「小班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 16 参照】	
8	_	凡例の変更	多摩川源流部	山梨県甲州市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				一之瀬高橋の一部	状、「小班界」、「林班界」、「小班界」となっているが、全て小班界のた	
				【439-440 小班界】	め、「小班界」へ変更する)。	
				【440-441 林班界】	【保護規制計画変更図 16 参照】	
				【441-442 小班界】		

9	_	凡例の変更	雲取山南面	山梨県北都留郡丹波山村	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				丹波山の一部	状、「林班界」、「小班界」、「林班界」となっているが、全て林班界のた	
				【452-453 林班界】	め、「林班界」へ変更する)。	
				【453-454 小班界】	【保護規制計画変更図 20 参照】	
				【454-455 林班界】		
10	_	凡例の変更	多摩川	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				氷川の一部	状、「林班界」となっているが、一部で林班界が途切れるため、「図上確	
				【487-488 林班界】	定界」、「林班界」、「図上確定界」、「林班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 28、28 副図参照】	
11	_	凡例の変更	多摩川	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				氷川の一部	状、「河川敷(右岸側)界」、「道路敷(除)界」、「図上確定界」となっ	
				【490-491 河川敷(右岸側)界】	ているが、河川界ではなく道路界になるため、「道路敷(除)界」へ変更	
				【491-492 道路敷(除)界】	する)。	
				【492-493 図上確定界】	【保護規制計画変更図 28、28 副図参照】	
12	_	凡例の変更	多摩川	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				梅沢の一部	状、「道路敷(除)界」、「字界」となっているが、指定時の字界が特定	
				【498-499 道路敷(除)界】	困難なため、「道路敷(除)界」へ変更する)。	
				【499-500 字界】	【保護規制計画変更図 30 参照】	
13	_	凡例の変更	多摩川	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				氷川の一部	状、「林班界」となっているが一部に道路界を含むため、「林班界」、「道	
				【503-503 林班界】	路敷(除)界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 28、28 副図参照】	
14	_	凡例の変更	鶏冠山	山梨県甲州市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する (現	_
			泉水山	一之瀬高橋の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を含むため、「林班界」、「小	
				【504-505 小班界】	班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 17 参照】	
15		凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	
			大岳山	氷川の一部	状、「都有林界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、	
			鋸山	【522-523 都有林界】	「小班界」、「林班界」へ変更する)。	

			御前山		【保護規制計画変更図 33 参照】		
16	_	凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡日の出町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域	<b></b> ば線の凡例を変更する(現	_
			大岳山	大久野の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を	:含むため、「小班界」、「林	
			鋸山	【534-535 林班界】	班界」へ変更する)。		
			御前山		【保護規制計画変更図 36 参照】		
17	_	凡例の変更	奥多摩湖	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域	<b></b> 拔線の凡例を変更する(現	_
				河内の一部	状、「都有林界」となっているが一部に小班	界を含むため、「都有林班	
				【537-538都有林界】	界」、「小班界」へ変更する)。		
					【保護規制計画変更図 31 参照】		
18	_	凡例の変更	奥多摩湖	東京都西多摩郡奥多摩町	第2種特別地域を明確にするため、既存区域	<b>戊線の凡例を変更する(現</b>	_
				河内の一部	状、「小班界」となっているが一部に都有林り	界を含むため、「小班界」、	
				【549-550 小班界】	「都有林界」、「小班界」へ変更する)。		
					【保護規制計画変更図 31 参照】		
19	19 - 凡例の変更		御岳昇仙峡	山梨県甲斐市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域	<b>戊線の凡例を変更する(現</b>	_
				吉沢の一部	状、「小班界」となっているが一部に林班界を	:含むため、「小班界」、「林	
				【601-602 小班界】	班界」へ変更する)。		
					【保護規制計画変更図 12 参照】		
20	_	凡例の変更	御岳昇仙峡	山梨県甲斐市	第2種特別地域を明確にするため、既存区域	<b>ば線の凡例を変更する(現</b>	_
				吉沢の一部	状、「地番界」となっているが、指定時の地番	界が特定困難なため、「稜	
				【604-605 地番界】	線界」、「沢界」、「稜線界」、「沢界」、「稜線界	」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 12 参照】		
						変更部分面積計	_
						変更前第2種特別地域	_
						面積	
						変更後第2種特別地域	_
						面積	

# (工) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8:第3種特別地域変更表)

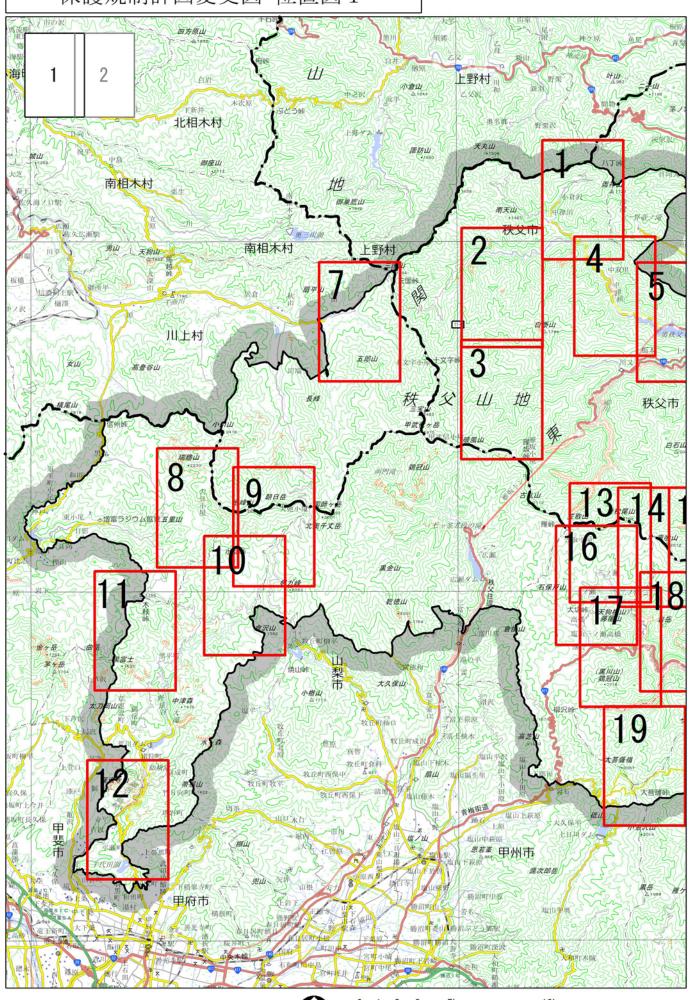
番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	_	凡例の変更	神流川左岸	埼玉県秩父市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				中津川の一部	状、「小班界」、「林班界」となっているが、全て林班界のため、「林班	
				【619-620 林班界】	界」へ変更する)。	
				【620-617 小班界】	【保護規制計画変更図1参照】	
2	_	凡例の変更	中津川上流	埼玉県秩父市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				中津川の一部	状、「小班界」、「林班界」、「小班界」となっているが、全て林班界のた	
				【624-625 小班界】	め、「林班界」へ変更する)。	
				【625-626 林班界】	【保護規制計画変更図2参照】	
				【626-621 小班界】		
3	_	凡例の変更	千曲川源流部	長野県南佐久郡川上村	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				大字梓山の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、「小	
				【629-630 林班界】	班界」、「林班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図7参照】	
4	_	凡例の変更	秩父湖	埼玉県秩父市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				大滝の一部	状、「国有林界」となっているが国有林ではないため、「小班界」、「林	
				【635-636 国有林界】	班界」、「小班界」、「林班界」、「小班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図5参照】	
5		凡例の変更	秩父湖	埼玉県秩父市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				大滝の一部	状、「図上確定界」となっているが、地形図表記に合わせ、「ダム天端	
				【638-635 図上確定界】	線(上流側)界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図5参照】	
6		凡例の変更	金峰山山麓	山梨県甲府市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			国師ヶ岳山麓	御岳町の一部	状、「林班界」、となっているが、一部に国立公園境界線を含むため、	
				【678-30 林班界】	「林班界」、「国立公園境界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 10 参照】	

7		凡例の変更	日原川源流部	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	
(	_	アログリマノ変史	日原鍾乳洞	果尽部四多摩郡央多摩町 日原の一部		_
			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1.1	状、「都有林界」となっているが一部に小班界を含むため、「小班界」、	
			ウトウの頭	【685-685 都有林界】	「都有林界」、「小班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 23 参照】	
8	_	凡例の変更	一ノ瀬高原	山梨県甲州市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				一之瀬高橋の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、「小	
				【691-692 林班界】	班界」、「林班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 16 参照】	
9	_	凡例の変更	鷹ノ巣山南面	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				留浦の一部	状、「都有林界」となっているが都有林界ではないため、「林班界」、「小	
				【188-697 都有林界】	班界」、「林班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 22 参照】	
10	_	凡例の変更	鷹ノ巣山南面	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
				留浦の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、「小	
				【698-699 林班界】	班界」、「林班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 25 参照】	
11	_	凡例の変更	丹波川	山梨県北都留郡丹波山村	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			三条の湯周辺	丹波山の一部	状、「都有林界」となっているが一部に林班界を含むため、「都有林界」、	
				【702-455 都有林界】	「林班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 20 参照】	
12	_	凡例の変更	黒富士	山梨県甲府市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			燕岩	御岳町の一部	状、「小班界」となっているが一部に稜線界を含むため、「稜線界」、「小	
				【711-705 小班界】	班界」へ変更する)。	
					【保護規制計画変更図 11 参照】	
13		凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現	_
			大岳山	海沢及び小丹波の一部	状、「字界」、「稜線界」となっているが、指定時の字界が特定困難なた	
			御前山	【712-713 字界】	め、「沢界」、「稜線界」へ変更する)。	
			三頭山	【713-714 稜線界】	【保護規制計画変更図 29 参照】	
			月夜見山		*** 200 - 10	
			/ 1 1 N N I I I I			

			ヌカザス山			
14	_	凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現 -	_
			大岳山	海沢の一部	状、「稜線界」、「字界」となっているが、指定時の字界が特定困難なた	
			御前山	【715-716 稜線界】	め、「稜線界」へ変更する)。	
			三頭山	【716-717 字界】	【保護規制計画変更図 35 参照】	
			月夜見山			
			ヌカザス山			
15	_	凡例の変更	御岳山	東京都青梅市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現 -	-
			大岳山	御岳二丁目の一部	状、「地番界」となっているが、指定時の地番界が特定困難なため、「小	
			御前山	【718-719 地番界】	班界」、「林班界」、「小班界」へ変更する)。	
			三頭山		【保護規制計画変更図 36 参照】	
			月夜見山			
			ヌカザス山			
16	_	凡例の変更	御岳山	東京都青梅市	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現 -	-
			大岳山	御岳一丁目の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、「小	
			御前山	【719-720 林班界】	班界」、「林班界」、「小班界」へ変更する)。	
			三頭山		【保護規制計画変更図 30 参照】	
			月夜見山			
			ヌカザス山			
17	_	凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現 -	-
			大岳山	海沢及び小丹波の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、「小	
			御前山	【725-712 林班界】	班界」、「林班界」、「小班界」へ変更する)。	
			三頭山		【保護規制計画変更図 30 参照】	
			月夜見山			
			ヌカザス山			
18	_	凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現 -	-
			大岳山	境の一部	状、「林班界」となっているが一部に小班界を含むため、「林班界」、「小	
			御前山	【728-552 林班界】	班界」、「林班界」へ変更する)。	
			三頭山		【保護規制計画変更図 32 参照】	

			月夜見山				
			ヌカザス山				
19	_	凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡檜原村	第3種特別地域を明確にするため、	既存区域線の凡例を変更する(現	
			大岳山	倉掛、藤原及び神戸の一部	状、「林班界」となっているが一部は	こ小班界を含むため、「小班界」、「林	
			御前山	【732-733 林班界】	班界」、「小班界」、「林班界」、「小班	E界」、「林班界」、「小班界」、「林班	
			三頭山		界」、「小班界」、「林班界」、「小班界」、「林班界」へ変更する)。		
			月夜見山		【保護規制計画変更図 37、38 参照】		
			ヌカザス山				
20	_	凡例の変更	御岳山	東京都西多摩郡奥多摩町	第3種特別地域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現		_
			大岳山	海沢の一部	状、「字界」となっているが、指定時の字界が特定困難なため、「稜線		
			御前山	【736-735 字界】	界」へ変更する)。		
			三頭山		【保護規制計画変更図 34 参照】		
			月夜見山				
			ヌカザス山				
		•				変更部分面積計	_
変更前第3種特別地域						変更前第3種特別地域面積	_
						変更後第3種特別地域面積	_

# 保護規制計画変更図 位置図1



1:200,000

# 保護規制計画変更図 位置図2

